

平成 25 年 3 月 12 日（火曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 6 日目）

平成25年3月12日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（14名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
12番	鈴木春光君	14番	三浦清人君
15番	西條栄福君	16番	後藤清喜君

欠席議員（1名）

11番 及川均君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤 孝志 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 德憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事 務 局 長 阿 部 敏 克
主 幹 兼 総 務 係 長 三 浦 勝 美
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第6号

平成25年3月12日(火曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第27号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算(第8号)
- 第 3 議案第28号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 4 議案第29号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第 5 議案第30号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 6 議案第31号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第32号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 8 議案第33号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第34号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算(第4号)
- 第10 議案第35号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算(第4号)
- 第11 議案第36号 平成25年度南三陸町一般会計予算
- 第12 議案第37号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第13 議案第38号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第39号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計予算
- 第15 議案第40号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算
- 第16 議案第41号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第17 議案第42号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第18 議案第43号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
- 第19 議案第44号 平成25年度南三陸町水道事業会計予算

第 2 0 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度南三陸町病院事業会計予算

第 2 1 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 1 まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。昨日は追悼式が行われまして、執行部の皆さんには大変ご苦労様でした。また、議員の各位にもご出席いただきまして本当にありがとうございます。

きのう、追悼式におきまして一日も早い復旧・復興を約束しましたので、議員各位におかれましては、今後予算審議に当たりましては指導をもってご審議に当たっていただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、11番及川 均君。遅刻議員、1番千葉伸孝君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

12番議員が退席しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において15番西條栄福君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第27号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第27号平成24年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

議案第27号については、昨日提出者の説明及び担当課長の細部説明が終了しておりますので、本日はこれより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） はい、おはようございます。きのうは大変ご苦労様でした。

まず、繰越明許費について1点。昨日の説明ですと19の事業で27.17%の繰り越したと、そういう説明がありました。この後から出されました事業の内容を見ますと、完成見込みが25年、26年にまたがっております。それで、この完成が見込みどおりいくのかどうか、いける

のかどうかということが1点です。

それから、41ページ、4款の2項のところに焼却灰の埋立委託料が三角マークであります、これは処分がなかった……何かきのうの説明でよくわからなかったんですけども、もう一度お願いしたいと思います。

それから、次のページにも汚染牧草の委託料、これについてももう一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、各款にわたる事業でございますので、私のほうから総括的にお答えをさせていただきますが、年度内に終了できないということで次年度に繰り越すわけでございますけれども、各課のヒアリングの結果、記載の完成見込みで事業が達成できるというふうなことでの完成見込みでございます。

なお、いずれの事業も緊急かつ早急に復旧しなければならない事業でございますので、この見込みよりなるべく早く完成できるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、焼却灰の埋立委託料の減額につきましてですが、御承知のとおり当町の一般ごみにつきましては気仙沼市さんのほうに焼却のほうを委託しております。そこで発生しました焼却灰につきましては、これまでは青森県三戸町にあります最終処分場のほうに埋立処分ということで処理を行っておりました。

それが今現在放射能の問題等ございまして、三戸町での受け入れが停止状態になっているということでございまして、それに伴いましてこの焼却灰等の埋立委託料が執行できないでいるということで、平成24年度分につきましては今後も再開の見込みがないということで減額にさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 汚染牧草等保管業務委託料につきましてご説明をさせていただきます。

この汚染牧草と申しますのは、農家が平成24年に収穫した家畜の飼料、餌なんですけれども、昨年4月1日から基準が100ベクレルに厳しくなりました。その前は500ベクレル以下であればいいということだったんですけども、4月から100ベクレルに基準が下がったことによりまして、収穫された餌がそのまま農家保管という状態でここまでできております。

農家はこの25年度の春からのまた餌の収穫が始まりますと、これを倉庫にしまわなくてはいい

けないんですが、その500ベクレル以下のところの飼料として適さない餌が今場所を占領しておりますので、この処分の方法としまして先月の末に県の環境対策課のほうから方針が示されて、市町村で焼却処分するという方針が出されましたが、ご案内のとおり南三陸町におきましてはすぐにその焼却ができないものですから、とりあえず農家の営農を助ける意味で町で一旦それを預かって、焼却処分の方法が見つかったからそれを処理していくというような方針にいたしまして、時間のないところでの予算措置でしたので、とりあえず見込みの中で土地の借り上げ料とその保管に係るシートでありますとか運賃でありますとか、そういった業務を委託の方向にすることにして、合わせて500万円を今回予算計上させていただきましたが、これは25年の5月、6月あたりまでには農家が草の収穫が始まりますので、それまでに何とか集めて対処したいという計画でございます。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 繰越明許費のことなんですが、いろいろ精査しながら完成見込みをしたというお話でした。今問題になっている資材不足とか、それから、こういうそれに携わる人たちの人材不足とかということが懸念されていますので、そういう点で本当にこれ完成、皆さん事業が円滑にできるのかなと思って、そういう心配のところからの質問であります。これは完成見込みどおりいくんなら、それで構わないと私は思っております。

それから、この焼却灰なんですが、これはそうしますと今三戸町には受け入れてもらえないということで停止状態だと。そうしますと、これは最終的にはどういふ……これはたまっていくと思うんですが、どういふふうに考えているのでしょうか。今町としての処分の仕方を今後どのようにするのか、考えているのかお聞きしたいなと思います。

それから、汚染牧草、これもちょっと問題だなと今お話聞きながら思っておりました。焼却するということが果たしていいのかどうかという、私自身は非常に懸念しております。しかし、県の方針で焼却処分するというので、農家で今持っている24年度分の牧草ですか、これそこにいっぱいになるので町で預かるというか、町で処分の土地を確保してそこに置くということなんですね。先ほどの説明ですと。その土地とか、その見通しはどうなんですか。もう5月、6月ですので、今3月ですから、もう既にそれが具体的になっていなくてはいけないと思うんですが、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 焼却灰の件につきましてですけれども、今現在気仙沼市さんのほうで発生している焼却灰の放射能の濃度でございますけれども、これにつきましては国の

基準の8,000ベクレルを大幅に下回る数値で推移しているところでございます。

したがって、その数字等を示しながら三戸町さんのほうにも何度となく再開に向けての協議といたしますか、お願いはしているところでございます。ただ、なかなか住民の方々のご理解を得るまでには至らないということで今日に至っておるわけでございます、議員おっしゃるとおり毎日ごみは発生しておりますので焼却灰のほうもどんどんたまっている状況でございます、これを今現在は気仙沼市さんのほうに一時預かりという形でお願いをしているところで、かなりもう1年半ぐらい実はなるものですから、早急に今後の対応は考えていかななくてはならないというところで、三戸町以外にも最終処分場を持っている場所に今何か所か実はお願いをしているところでございます。

ただ、まだはっきりとした回答は得られていないということでございまして、今現在は再開に向けての道はまだ開けてはおりませんが、今後もなおそういった放射能の数値等の調査は定期的に行いながら、そういった数字をもとにして粘り強く受け入れ先を探していくというふうに考えております。

また、今現在気仙沼市さんをお願いしている焼却灰につきましても、今後もさらにふえていきますので、これにつきましては新年度に入ってからになりますけれども、一旦その焼却灰を町のほうに持ち帰る等の処理を行いながら、気仙沼市さんのほうにもなるべくご負担をかけないような方向で今検討しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） その保管場所につきましては、県のほうで出した方針を聞いてからすぐにそれぞれ農家の方々がどの程度保管されているのかとか、どの地域にどれくらいあるのかなどを勘案しながら、今それぞれ地域の中で候補となり得る場所、適した場所などを検討しているところでございます。いずれ、それも予算決定後に直接今度はその地域への説明とか農家の方とのお話をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り越しの関係でございますけれども、担当課といたしましては各業者のほうのヒアリングを行いまして、今後の見通しを確認をして工期の設定をしているところでございます。それと、各業者におかれましては人員の確保、それから資材の確保には努めておりますが、1つ、今歌津のほうで生コンの工場をつくっていると。それから、もう1カ所、町内に生コンのプラントの計画もあるようでございますので、そういう面におきま

してはそれの完成することによって幾分資材の調達率は緩和されるのかなというふうに考えてはおります。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 抜かりなく事業は執行できるのかなと思って聞いております。

それから、その焼却灰なんですけど、私は大変問題だなと思って聞いていました。これ気仙沼に今焼却灰があるんですよね。保管してもらっているんですよね。そうすると、こちらに持ってこなくてはならないという今課長の答弁ですけども、これは受け入れ先を大分今検討しているというか、当たっているという話ですが、どこの市町村でもなかなか受け入れが難しくなっているんじゃないかなと思うんですけども、それで、今の説明ですとレベル的には大丈夫だと、それを納得するためには大変ほかの市町村でも苦勞すると思うんです。

それで、町で処分する方法というのはないのかと。南三陸町でできたそれこそ焼却灰ですので、それを町で何とか処分する方法はないのかと、そういう検討はしたんでしょうか。その辺もう一度お願いしたいと思います。私は町で処分する方法を考えたほうがいいんじゃないかなという気はするんですけど、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

それから、わらなんですけど、牧草の問題。今説明ですと予算がついてから土地を確保するのに動く。そういうことなんですけど、これだって最終的には何とかしなくてはいけない問題ですよ。そのまま保管して、そして県の方針では焼却処分するというんですけど、果たして焼却処分してこれが納得できるようなレベルになるのかどうかということをお私非常に危険だなと思っています。これをやはりほかの土地に押しつけるということも問題ではないかと。

そういうこともありますので、これは慎重にやはりきちっと皆さんの納得いくように、保管場所だって何だって了解をもらわなくてはいけないので、納得いくようにきちっと説明する必要がありますので、慎重にやってほしいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 焼却灰ですけども、町内での処分の検討はということですが、これにつきましては町内で仮に最終処分場を建設をすると、設置をするという場合には環境アセス等いろいろな手続等もございますので、1年、2年では簡単に進まないと思います。まして、仮に、仮にの話ですけども、設置場所等につきましてはいろいろ住民の方々の合意も得なくてはならないということで、いろいろハードルも高いということで、これにつきましては環境対策課内では将来に向けての一つの選択肢としては当然考えなくてはならないとは思いますが、今差し迫った状態でございますので、この状況を早急に解決するためには

やはり最終処分場を持っている他の自治体さんのほうにお願いをしながら現状をまず打開していくのが先決であろうというふうに考えております。

先ほど申し上げましたとおり、放射能のレベルにつきましてはもうかなり基準を下回った数字でございますので、その辺をご理解をいただく努力をこれからも続けていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 管理の場所につきましては既に幾つか見てはいるんですけども、よくよく農家ともちょっとお話し合いをして現実的には決めたいと思っています。といいますのは、理屈の上では集めれば集めるほど危険度が高まっていくというものであるという性質と、それからもう一つは、1カ所に集めるほど地域とすればいろいろな抵抗感が出てくると思います。

その牧草は焼却すれば濃縮されて濃度が高くなってしまいうんですが、今餌としてある段階では量は大きいですが餌として適切でないというレベルなものですので、現実にはこれまで調べた部分では500ベクレル以下といいながらも大体200から250ベクレルぐらいのところなんです。これは一般廃棄物、焼却して8,000ベクレル以下のものは町で処分するという環境さん側の基準からすれば、焼却しないでおく分には現実普通に農家の餌という感覚で保管ができる。

ただし、将来的な問題として議員さんおっしゃるとおり、いずれは焼却をしなければならないという考えからすれば、出口の部分が見えるまでの間はしっかり町のほうで安全な状態で管理していくという考え方をとりたいと思っています。

ただ、その保管の場所はそれぞれ農家の方、大体見る限り40戸ぐらいの農家が分散してそれを今倉庫に持っているような状況ですので、それぞれの方の農家の農地をお借りするとか、あるいは入谷、戸倉、志津川、そういった単位ぐらいでどこか具合のいいところがあればそこに寄せるとかなどしながら、なお安全柵などを設けて近くに人が寄れないような状態などを考えながら保管をしていきたいなというふうな考えでおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 繰越明許費の関係でお伺いしたいというふうに思います。この中に、農林水産業費の中で水産加工場等の施設整備事業、9億5,700万円繰り越しということでございます。

それで、これにつきましては昨年の8月補正の中で新たな事業という形の中で9億近くですか、それくらいの予算措置がされたということで、そのときの説明では公募をしていくんだと、それで、その応募が多ければ審査会等を設置してそういうふうな選考方法をとるんだと。さらに多数である場合には計画も変更していく形なんだということでありました。

それで、さきの一般質問のやりとりの中で応募が10社あったという形で、そのうちの3社というか、3企業というか、3事業というか、それが採用なったということでございますが、その選考はどのような形でなされたのか、その経過というか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 事業の経緯に関しましては、ただいま議員がおっしゃいましたとおりでありまして、24年度には第1回の公募をいたしまして、25年度早々にも第2回目の公募をしようと考えております。

選考の方法でございますけれども、選考委員会を設置いたします。その中で計画書に基づきましてプレゼンテーションしていただきまして、それで、その点数をつけながら先行するというですけれども、その選考委員会の委員には町の職員だけじゃなくて外部の有識者も入っていただいて先行するという、そういうような方法をとっております。今後ともその方法をとっていかうと考えております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） その24年度分の10社のうち3社選考されたという形のようにですが、それも選考委員会を設置してやったんですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） そのとおりでございます。外部の選考委員3名と、それから庁舎内の委員3名でもって、6名でもって構成しております。この方法は当分の間これで続けていかうと考えております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） いずれにいたしましても我が町の復興、水産業のウエートが相当大きいということで、もちろん当初予算でも39億円ぐらいですか、予算措置されているということでございます。非常に重要な事業であろうと思いますので、その事業の展開、スピードを上げて水産業の基盤となる施設整備でございますので、新年度繰り越しも含めて、新年度予算も含めてでございますがその事業の展開のスピード化を図って懸命に進行していただきたい

というふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに、2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 45ページの水産振興費です。このアワビの稚貝の補助というふうなことでございますが、もろもろの条件等が整わないために減額というふうなことの説明でござい
ますが、今の状況はどうなっているんですかね。稚貝の育成といいますか、稚貝を購入する
先のその状況というのはどうなっておるのか。

また、今後の来年度予算の中ではどのような考え方をしていくのか、1点です。

それから、48ページの19節ですか、消火栓設置負担金というふうなことで、消火栓は現在町
内に消火栓がどのくらいあるのか、そして、今回の震災でどの程度被害を受け、どの程度復
旧しているのか。その2点。

それから、もう1点、今前者が申し上げましたが、59ページのこれも19節です。きのうの説
明では3件のうち1件取り下げたと。これが1件の額なのかです。それから、3件でどの程
度の補助額、総額です。3件の総額。それから、補助率といいますか、そういうものはどう
なっているのか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、45ページの水産業振興費の関係でござい
ますが、その経緯というか、状況なものですから若干長くなってしまいますけれども、議員ご存じのとおり
アワビの稚貝は県の水産公社から購入しておりましたが、県の水産公社が壊滅的な状態な
ものですから、今それを使えませんが、新たな施設整備をするんだそうです。

それで、今現在はほかの被害を受けなかった地域でもアワビの稚貝をつくっておりますが、
実はアワビが死んでしまうという伝染病が昨年度見つかりまして、国内での特に南のほうか
らのアワビの稚貝の移動は禁じられておりまして、そんなものですから、広域的な広範囲の
移動はできない状況でござい
ます。一部北のほうにはあるそうでござい
ますが、この海域に
合う稚貝かどうかというのがなかなか難しいところなものですから、漁協のほうはそちらか
らの購入を断念したということござい
まして、同じ東北管内から若干無償でこの湾内にも
放流は今年度はしていただきました。

今後これがいつ復旧するのと言われますと、新たな宮城県内での施設整備が今のところ予
定では平成27年度までにその施設整備をするという水産公社の予定でござい
ます。それがな
ってからという形になりますので、もう一、二年はこのような状況が続くのかなという考え
でござい
ます。

それから、3点目のご質問でございますが、水産業の施設整備の関係でございますが、これ水産の加工に係る部分でございますが、今回取り下げられた分は1件分でございます。それで、24年度に採択したその3社合計の補助金のベースは16億8,000万円でございます。10社ほどが応募されましたけれども、その中で優先的に実現性が高いところ、それらを優先して採択させていただきまして、補助率に関しましてはかかる経費の8分の7以内です。ということで、24年度はそうでしたが、25年度も同じような形で継続しようと考えております。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、補正予算書の48ページにございます消火栓設置の負担金の関連でのご質問でございます。

消火栓の被害の状況につきましては、浸水市街地全域に及びまして消火栓等は壊滅の状況でございます。なおかつ、消火に伴う防火水槽とふたのないものがございまして、フェンス等の破損によりまして転落の危険性もあることから、そういう該当物件につきましては三、四件フェンスの設置をしたところでございます。

今後、まちづくり、高台移転等における消火栓もしくは防火水槽の設置につきましては、防災集団移転事業等によって行われるものと思っております。今回この項目で計上してございますのはある程度町が復興して住宅の新築に伴い新たに消火栓が必要と思われる箇所の新設箇所5カ所を計上してございましたけれども、今年度はそれに該当するものがないので予算を削減するといったものでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） まず、アワビのことですが、伝染病でどこだりかんだりから持ってこられないと。それで、合ったものじゃなければこれからの繁殖に支障を来すというふうな考え方なんだろうと思っておりますが、去年初めての開口になったわけでございますが、見るからに漁業者の言うことはとにかくないと。どこを見てもなくなったというふうなことでありまして、やはり放流はこれから南三陸町のアワビ、かなり評判もいいわけでございますが、ふやしていく、やはりもっともっと踏み込んだ中で考えていかないと、枯渇してしまうということはかなり見えてきているわけでございますので、しっかりした計画を持って指導されて、そして補助していくべきであろうと思っておりますので、今後とも、27年度の完成予定というふうなことではあります、それまでの間にいろいろな北のほうでやっているものを試験的に頻繁に取り入れて、その経過をやはり調査していく必要があると思っておりますので、ひとつその辺を指導していただきたいと思っております。

それから、加工場ですが、大分3件で16億8,000万円のうち1件分が9億円ですね。9億円というと相当大きい加工場なんだろうと思いますが、これはどんな理由で取り下げたのか。今後また上程といいますか、また手を挙げる可能性はあるのかないのか。前者が先ほど申しましたように、大変加工場というものは水産業のこれからの振興にとって重要なものでありますので、できれば条件を町のほうでいろいろ応援しながらクリアして、実現なるような方向に持っていったほうがいいのかなと思っております。

それから、消火栓であります。消火栓、今後まちづくりの中で、あるいは高台移転の中で整備していくというふうなことでありますが、それまでの間、まちづくりが完成するまで、あるいは高台が完成するまで相当年月がかかるのかなと思うんですが、それまでの間の緊急的といいますか、そういうときの対応というものをどう考えているんですか。どのような対応で火災等緊急時に対応するのかです。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの関係でございますが、これまで当町内で2つの漁協の支所が購入していたことは先ほど申しましたところですし、それ以外に民間のところで行っていたのは福島県のそういう種苗生産施設から持ってきている経緯がございますが、ご存じのとおり福島も宮城もその施設が壊滅状態だと。それから、岩手県の施設も壊滅状態にして、自分たちで放流する分もつukれないという状態でございます。

今回放流したのは秋田県の施設から若干いただいてきて、それもこちらのほうの放流地域の環境とつくっているところの環境とかをかなり調査しまして、それで大丈夫でなかろうかということ計上したと。

そういうような経緯でございまして、一番減らさないでこれからふやしていくのは、もう一、二年とらないで自然再生を待つほかないのかなと思うんですが、それは生産者団体のほうで決めることですので、私どものほうではどうとも言えるものではないかと思えます。

それから、水産加工施設の関係でございますが、取り下げざるを得なかった理由は、この補助の対象とならない経費があるんですが、実は土地の確保というか、土地を確保するための経費は対象になりませんで、ここに関しては採択された3社の中で事業費が一番大きゅうございました。ところが、いざやろうとしたその土地が造成しようとしたらばかなり岩盤で、とてもできる状態ではないということにして、それから、水産加工関係なものですから、ほかにもいろいろな候補地を見たんだそうですけれども、なかなかすぐにはできないと。

ということで、一度取り下げまして、一度取り下げたからといってあとは応募する資格がな

いということではございませんで、またその目星がつきましたらば応募してもらって結構です。ただ、応募してもらったときには前に採択されたからということで優先というわけではございませんで、その応募のときにまた選考委員会でもって選考していただくというようなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 復興に伴います消防水利の整備でございますけれども、当面仮設住宅等につきましては平成24年度の段階で20カ所、10トンの仮設の防火水槽を設置してございます。それに対応できるものと思っております。

それからあと、歌津地区で多くございますのが農地転用に伴います新たな住家の設置でございます。この辺の設置につきましては、既存の農地を転用して住宅をつくるわけですが、上下水道事業所に申請のございます水道の引き込み等の予算にあわせて今回250万円の予算措置をしておいたものでございます。

したがいまして、まちづくりに伴いましてこれから進展される消防水利、これは140メートルというふうなことで水利の規定がございますので、この辺の状態を加味しながら復旧に伴う消防水利も整備してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） アワビ、課長が言うようにとらなければ一番いいんです。とらなければふえていくんです。だけれども、今までとりながらふやしてきたんだから。そこはやはり基本だろうから、そのような考え方で進めてもらいたいと思います。

それから、加工屋さん、水産加工については今度またさらに条件等を個人で整えてまた応募した際に、さっき課長が言ったような逆のような進め方にならないように、要するにこの前手を挙げておろしたから今度少し別な人をなんていうような、そういう選考にならないように、やはり町の水産の振興に大きく寄与するような、そのような選考内容にしていきたいと思います。

それから、消火栓であります、10トンの水槽、それは仮設用でしょう。かろうじて津波に耐えて残った集落ですか、その辺あたりの消火栓も相当被害を受けているわけでございますが、その辺あたりのその残った集落あたりの対応をどうするかということを知っているんです。仮設住宅じゃなくて。その辺あたりどう考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 先ほど申し上げましたけれども、残った住宅に関しましては

水利の基準が140メートルというものがございます。新たに連担するような家屋の建築も伴うことが想定されますので、現地を確認の上、不足というふうなことがあれば、これは消火栓の随時引き込みというふうなことでの設置をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それでは、ページ数は42ページでございます。負担金補助及び交付金の中からはもってみんな三角になっているんだけど、これがどうしてなのかと。つまり、農業振興費でありながら振興ができなくなるんじゃないかなという、そういう心配からのお伺いでございます。例えば耕作放棄地対策事業補助金100万円、東日本大震災農業生産対策交付金1,278万1,000円、被災農家経営再建支援事業交付金275万円というもって3つです。

さらには、次のページ、43ページなんですけれども、農林水産業林業費の中からこれも林業振興費なんですけれども、983万1,000円、森林病虫害防除事業委託料、この件について詳しく説明をいただきたいなど。なぜこういうふうに減額されたのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 農林水産業費の補正減の予算項目幾つかにつきまして、その理由をご説明をさせていただきたいと思います。

今回、基本的には昨年度の予算として大きく意気込んでまず予算をとっておりました。震災とはいえ通常ベースで何とか振興できるものは振興していきたいという考え方のもとに24年度の予算をご承認いただいて進めてきたということですが、その中でなかなか震災の影響やら何やらで十分に地域の農家の方々自身が取り組みに手を挙げられなかったようなものとか、それらについて今回整理をさせていただいているという基本的な考えでございます。

まず、もろもろ予算項目によって事情は違いますが、まずご質問いただきました中の耕作放棄地の対策協議会の事業でございますが、これは町のふるさと緑の創造基金の単費の町単の財源をもとに計画しているものでございましたが、これは町が別途組織しております耕作放棄地対策協議会という組織がございまして、こちらで直接国から100%の予算を支援をいただいた予算から農家の耕作放棄地を使って新たに栽培を始めようとする農家に対する支援事業というものを別途行いました。

それを補う意味で、国の補助事業として耕作放棄地対策協議会事業というものが別途あるわけですが、その事業で及ばない、町の単独でも支援をしたほうがいいだろうというものに対する事業費として今回100万円を計上しておりましたが、その単費事業の部分が今回実績とし

てなかったということでありますが、国の事業費の中での実績は別途あるというふうにはまずご理解をお願いしたいと存じます。

それから、農業系廃棄物処理の補助金のこの減額ですが、申しわけありません、これは実はちょっと事情がございました。24年度分として実際に集積したごみはあるんですけども、集めた後の業者への処分という部分が、震災の影響などの都合だと思うんですが、処理業者さんのほうで時期を待ってほしいということで、実質処分を25年度、翌年度に入ってから処分になる見通しとなったものですから、24年度の実績の中からは今回は予算をおろし、25年度予算の中でそれらを補助していくというような見通しになりましたものですから、今回整理をさせていただきたいということであります。

生産対策交付金1,270万円の減額につきましては、これは予定していた農家の中で、組合ですけれども、農地の整備が整わなかった、被災した農地などを使いながらの計画があったものですから、これが24年度としてちょっと間に合わないなどの事情から、導入の計画変更で減額になっております。これらにつきましては当然25年度以降の体制の中でまた考えていくという農家の申し出でございます。

その次の営農再開支援事業交付金につきましては、これは被災した農地の例の瓦れきを拾う事業ですが、これは実際査定を全体の面積で計上してはおりますが、遊休農地など対象にならない部分が出てきましたので、それらの分は国の基準に基づいて今回減額ということでございます。

それから、林業費の中での病虫害防除の委託料につきましてはのご質問ございました。これも24年度の当初の段階では県のほうの基準の中で松くい虫の伐倒駆除と、それから樹幹注入が例年ベースで補助事業として認められるものという前提で予算を計上いたしました。

しかし、年度に入りまして県のほうから事業採択の段階で24年度においてはこの樹幹注入と伐倒駆除に係る予算は事業枠の中では認められないと、予算の都合でしょうが今年度は認められないということになって、その分をそっくり事業を実施しなかったものですので、今回減額します。ただ、25年度の当初予算の中ではまた改めて見込んで計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 詳しくご説明をいただきました。

まずもって耕作放棄地、現在幾らぐらい南三陸町にはあるのか。それから、あるいは説明の中での被災農地、この辺の現状はどうなっているのかということもお尋ねしながら、耕作放

棄地であっても耕作放棄地を出さないような農業振興を図るのが建前じゃないかなというふうに思うんですけれども、それは放棄してしまっても、昨日の答弁でもあったんですけれども、課税対象になるということになるとどうしてもその税金部分が生み出てこない、そういうことになるとこの先大変になるんだというのが農家の実態だということを含み取りながら、ぜひ耕作放棄地を出さないような農業振興施策を出していただきたいなど。

それから、耕作放棄地を出さないためにしからばどういふことがあるかということ、今の制度、何かいい制度がないかどうかということです。松島とか柴田でやっておるんですけれども、有料田園住宅制度、町長もご存じだと思っただけけれども、ちょっと疲れているようなんで何なんだけれども、そういう制度等を使って耕作放棄地を出さない、あるいは固定資産税としての納税義務を果たせるような収益をもたらすような振興施策をまず出してもらいたいということです。

それから、次に移りますけれども、生産対策の関係では1,200万円なんですけれども、予定の整備事業ができかねてこういうふうに使いかねたということなんですけれども、その整備するというのが結局農業振興につながるわけですから、早めて復興、復旧、あるいは再生させなければいけないかなと。

今は震災の被害が大きかったんですけれども、つまり一方では食糧危機が来るんじゃないかと、あるいは地元でいえば自給自足、地産地消をいかにすべきかということにつながるわけなんですけれども、そういうものがもし振興策をストップした場合、あるいは再生をストップした場合にどういふふうになっていくかということを考えていただきたいなと思います。

それから再開支援、これももちろん上と関連しているんですけれども、被災農地部分が主だったということですから、この辺もぜひお願いしたいなど。

それから、その次のページに移って林業振興費の中で、松くい虫だろうと思っただけけれども、県の基準に満たなかったと。つまり伐倒木、さらにはその注入処置、そういうものができなくて900万円というものが減額補正になっているということですから、こういうことをどういふふうにお考えでここまで思い切って減額したのかということをもう一度お願いしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） まず、遊休農地の面積でございますが、以前にもお話ししておりますけれども、遊休農地、耕作放棄地、なかなか定義づけと現況を追うということが非常に大変な作業でありますので、概括的な把握の仕方として、我々農業を

担当する側としての認識の中での大まかな把握として、おおむね450ヘクタールぐらいというふうな過去の調査などをもとにした数字で把握をとどめております。

一応それに対する対策、政策的な何か有効な手段ということでございますが、これはもちろん作付がされればなくなるわけですので、作付の動機を農家の方々に持っていただけるような作物の推奨でありますとか、それから、荒れてしまったものを何とか復旧させるための予算としての耕作放棄地対策の事業でありますとか、さらにそれを継続的に農業をやってもらうための担い手対策など、もろもろの手だてを駆使しながらこの耕作放棄地の問題につきましては取り組まなければいけないと思っておりますし、できる限りの努力をしているというような状況でございます。

あと、ちょっとご質問の中で聞き取れないでしまいましたが、有料田園住宅制度とかというのは、ちょっと申しわけありません、これについては承知しておりませんので、ご提示いただければなお勉強して対応させていただきたいと思えます。

それから、生産対策の事業が実施できなかったもの、ちょっと説明があれでしたが、要するに被災した農地の復旧を前提として事業を導入する計画でいたんですが、その農地復旧の計画がこの年度に県のほうの事業が間に合っていなかったと、そういった事情でございますので、農家自身ができる段階になったら支援してまいりたいというふうに思います。

それから、松くい虫のその補助事業につきましては、やりたかったんですが、あくまでなかなか生産を直接上げる事業じゃないものですから、補助事業を当てにしながら実施してきた経過がございます。ただ、今年度はその補助事業がつかない財源の中で、単費ではちょっと実施が難しかったということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 質疑中ですけれども、ここで休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番議員の質疑を続行いたします。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明はご説明として理解されないわけでもないんですけれども、この予算はつまり震災後における予算組みだったと、予算をとられたんだと思うんです。それをここまで至るまでの2年間にやれなかったのかということなんです。やらないから予算は、

これだんだん余すと今度震災部分の予算、交付金の場合なんかは返済しなくてはならないようなことにならないように地域の農業振興のために使ってくださいということです。

と申しますのは、例えば耕作放棄地450ヘクタール過去のデータからしてあると言うんですけども、この450ヘクタールというのはいつのときの面積なんですか。いつのときの。現在は450ヘクタール以上になっているかもしれない。あるいは被災農地、そういうものはどれほどになっているか。被災農地だってこの面積ぐらひは恐らくなっているでしょう。そういうことの振興策をどういうふうに、再生をどういうふうにしたらいいかということなんです。やはり農業振興を図っていくためにはそういうことが大切だろうと思います。

とにかく生産対策交付金にしる再開支援事業交付金にしる、使って足りないぐらいにしていかなないと農業振興は図れない。その農業振興を図るためにどういう例えば制度を入れたらいいのか、あるいは地域住民とのこの策をどうとっていったらいいのかと。即やる気があるのかないのかになってしまうんですけども、やはり指導機関との連携をとりながらそういうことをやっていただきたいなというふうに思います。

と申しますのは、今就農人口が60歳以上の方、いや、70歳以上の方がやっているかもしれない。この人たちは先が短いんですよ。年齢的には。そういうことからすると、先ほど答弁にもあった担い手育成等々に力を入れているというようなお話がありましたけれども、担い手育成にしからばどういうことをやっているのかということになるんですけども、そういうことも農業地域の人たちにも、農業で生活を立てている人にもぜひあわせて振興策に取り組んでいただきたいなと思います。

それと最後に、43ページの森林病虫害等防除事業委託料の件なんですけれども、これは従来から主として防潮林といいますか、神割を主とした海岸周辺の保全に使っているというようなことなんですけれども、例えば農林振興課が担当課だと思いますけれども、ひころの里の松林は非常に多いわけです。さらには、あそこの入り口の黒松なんですけれども、今まで再三、あるいは松くい虫でないのかというふうなことで当時の三浦課長のときから話をしておったんですけども、樹木医の診断によればこれは足元を踏んづけているだけで根足が十分水分、養分を吸収しないためだと。樹木医であったって、医者であったって誤診というものもあるから、今の状態を見ると松くい虫なのかアリなのか、あるいは障害なのか、半分以上あれば損傷を来していると言ったらいいか、虫食い松です。あれは観光客がこの先多く来られることからすれば危険な松ですから、あの処理も考えたほうがいかなと思います。

いずれにせよ松くい虫は防潮林だけでなくして、もし町で今管理しているひころの里でもい

いです。大きな、つまり名木として残しておいてほしいなというような木も松くい虫にやられている現状があるわけです。ぜひその現地を見ていただいて、そういうものを保全して、さらにはあそこは昔から松笠公園、松笠公園と言ったんですけれども、そういう公園にするためにもそういう名木、古木というものも保存も大切かと思しますので、その松くい虫対策事業をぜひそういうことも視野に入れながら、考えに入れながら対応していただきたいなと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） まず、先ほど申し上げました耕作放棄地の面積につきましては、震災前に私の農林当時に把握していた数字を申し上げました。震災後につきましては農地が被災したものですから、その被災した農地の面積分も確実にやはり議員おっしゃるとおりふえているかと思いますが、これにつきましては復旧・復興の事業を導入して進めておりますので、認識の中とすればとりあえずそれから外して申し上げたところでございます。

被災した農地面積、さきのご質問にありましてお答えしませんでした、町のほうで今被災農地面積として事業に入れているのは355ヘクタールほどです。幾分もちろん事業段階においての変動はありますが、これぐらいの面積が被災した農地面積というふうに理解しております、これらにつきましては復旧事業で現在進めさせていただいているところでございます。

先ほどお答えした中でもろもろ担い手対策の具体的な内容とか、それから高齢化していく農家への個別の事業内容など、これらにつきましてはまさに議員さんおっしゃるとおりの課題でございます。これへの対応としてこの予算の使い方が十分であったのかといえば、やはりせっかく計上させていただいた予算ですので、なるべくこれをフルに生かしてそれぞれ農業政策に取り組みなくてはいけないという認識ではおりますんで、新年度以降につきましてもそういった考え、原則に立って精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただければと思います。

それから、ひころの里の松の件と、それから松くい虫の予算減額の関係ですが、樹幹注入と伐倒処理の部分の行為は補助対象外でしたが、地上防除での松くい虫防除については補助対象となっておりますので、24年度の事業の中では地上防除のほうは実施していることを申し添えさせていただきます。

その上で、ひころの里の松の部分につきましては、経過をお話しいただいたとおり樹木医の判断で一定の木の根元を踏みつけるコース上にあるものですから、一定期間それを枠を囲ん

で対処もいたしました。その後やはり根本から虫が入って、現在かなり根本の皮が枯れてしまっているような状況になってきておりますので、今後できるだけ保護、保存は努めますが、現状からするとかなり厳しくなっているため、むしろその後は入館者の安全対策などへの配慮に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 53ページの学校給食に関してですけれども、学校給食は今地場産の魚介類などは大体何%ぐらい使用されているんですか。

それともう一つは、災害復旧のほうで、きのうも公園などの予定地が示されたんですけれども、そういうところとか高さが8.7メートルというのはわかっている人が数少ないんですけれども、その標識などを立てる予定はないのかです。この2つ、お願ひします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 学校給食の地場産品ということですが、今の状況では野菜関係については地場産品はもう使っていないというふうな、もうJAから一括しての取引でして、あと、水産物についても一部今現在ワカメぐらいは地場産品を使用していますけれども、何%ぐらいとちょっと率的には申し上げられませんが、今の状況ですとそういった、まだ震災前のような地場産品の活用の状況というふうな状態ではございません。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問を確認しながらお答えしたいと思うんですが、防潮堤の高さを示す標識ということによろしいでしょうか。防潮堤の高さを現場に示すということによってよろしいですか。

今お話のあったとおり、8.7メートルで防潮堤を計画をして今設計中ですが、それぞれ設計がある程度まとまった段階でたたき台を持って各地区を回らせていただいております。その中で、できるものは言葉であらわしてご納得いただける部分はそういう形で今説明を進めておりますが、もし地域の説明に伺ったときそういうご要望があれば、それはちょっと検討させていただきたいと思ひます。

ただ、高さがこれまでとちょっと違うものから、仮設で何か足場を組むとか、そういう作業が必要になってくるものから、そこはちょっと地域とも十分相談して、適当な工作物なり、そういう表示するものがあれば積極的にそれは設置をしていきたいというふうにお願ひしております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 今食材のほうから先に答弁があったんで、今現在のことでないんです。というのは、この前漁協の方々の集まりで50人くらい集まったんですけども、そこで担当の方は海のものをもう少し学校給食に取り入れてもらいたいというふうなお話が出たんです。

それで、いろいろ私も見たり聞いたりしましたら、やはり例えば岩手県では前沢牛を使用しているとか、あるいは沖縄ではシイラを姿焼きにして出している。あと、日本海のほうでは松葉ガニ、ああいうものを出しているというような例がございます。これ実際です。

ですので、やはりここでも子供たちが今食べると、年とってからまで思い出に残るわけです。例えばアワビとか、そんなに余計じゃなくとも、冬の漁期になったときにアワビとか、あるいはホタテの貝の刺身とか、ちょっと思い出に残るようなものを。これは山のほうではちょっと味わえないものだと思います。

それで、そういうものを年に1回、3年に1回。今まで出したことはないと思うんですけども、私も実際子供たちから聞いたことございません。一番多いのはカレーライスだそうです。次はワカメのご飯だそうです。そういうところがあるということを私も見たり聞いたりしました。

それで、やはり三陸といったら海の幸はこういうものがあるんだよという、そういう高級なものは毎回とか毎年とかはいわなくとも、せめて一度や二度、6年間いる間出してやるとか、そういうことはできないんですかということ伺います。それで、もう少しここは海の町ですから、海藻あるいはそういう魚介類などを子供たちに食材として与えてはいかがなものかと考えます。

それともう一つ、防波堤、防潮堤の高さです。あれはバック堤の高さは。私はある県の方々が来た会合に参加した方から最近電話をいただきました。それで、2年もたっているんだから大体の高さあるいは公園のできるどころ、あるいは東地区、西地区、中央地区というところは、もしそういうところに予定が決まっていれば、プラカードのような標識あるいは先ほど言ったようにポールのようなものを立てて、よそから来た人が「ああ、ここまで高くなるのか」とか「ここへ今度は出て、こういうふうな構想があるんだ」なんていうことを感じる。

また、現に町内の方々も私らに尋ねるといことは余りそういうことははっきり知らない人が多いと思われま。だから、もう1年以内とか早い時期ならまだだと言えるんですけども、今2年もたって「どこに何がどの程度のものがでるか、あんたら、わからないのか」と言われるのがあれですので、やはり遠くから来た人もわかるようにそういう標識などをつくって、これは予算的にも標識ですからそんなにかからないと思うんです。ただ、確定である

か予定であるかわかりませんが、そういうことはできないのかということです。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 海の町ということで海産物を地元のものを利用するというふうなお話でしたけれども、アワビとか、そういったものになると当然もう高級食材で、給食提供単価の部分からなかなかそういうものを使うというのはちょっと折り合わない部分がありまして、震災前も魚類はほぼ加工品を使っていたんです。骨のない状態で子供たちに出すような形で。

だから、そういうものの食材を取り入れるのはなかなか難しいんですが、主に海草類、ワカメとか、そういったものにならざるを得ないと思うんですが、いずれ今後工夫できる範囲内でその辺は取り入れていきたいと思えます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 標識でございますけれども、住民の皆様にご説明をして一定の方向性が見えた箇所については標識を設置をしている箇所もございます。ご存じのように戸倉海岸、それから伊里前の伊里前川ですか、そこにつきましては個別説明会を開かせていただきまして、図面だけでわからないので、現地にお示しを願いたいというお話をいただいた箇所についてはそういうふうに設置をさせていただいております。

ただ、議員おっしゃるようなある程度計画が固まったものであればそういう形でお示しても構わないんですが、ただ、まだ住民の皆様とお話し合いができていない部分を町が説明の前に現地に設置をするというのはどうもいかがなものかというふうに考えておりますし、ただ、費用につきましても当然安全性を十分考えたものをつけなければならないものですから、近くに建物があるとか、そういうがっちりしたものがあればそんなに費用はかからないと思いますが、単独で標識をとということになりますとやはり一定の金額は必要になると思えますので、そこは住民の皆様と説明会の中でいろいろご相談させていただきながら、設置するんであれば設置をする方向でいきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 学校給食の食材のことですけれども、何もアワビの刺身を三つも四つもやれというんではございません。高いのはこれはみんな知っているわけですから、ウニの時期にはご飯にウニを入れてやるとか、アワビの一切れでも例えば味つけてそのつゆを出すとアワビの味がするわけです。それに小さく切ったものを一つでも入れるということになりますと、別にそんなに高額なあれにもならないんです。ただ、子供のとき私ら学校給食でアワ

ビを食べたよと、それが一番の私が子供に対する海岸で育ってこういうこともやったということの思い出になるんじゃないかなと思ひまして、そういうことでお話ししたわけです。

それと、標識のほうはやはり私も確定しないのにそういうことをと思ひましたけれども、やはり何か石油会社のスタンドにしろ、あるいはそういう量販店の企業にしろ、1年前あるいは5カ月前から大体この土地にこうします、ああしますということで看板を立てるわけですよ。そういうことを考えて皆さんがこの辺に何が出るのかな、何が出るのかななんていう軽い考えでそう言うんだと思ひますけれども、しかし、大ざっぱにできていればやはりそういうことも必要じゃないかなと思ひました述べたわけです。3回ですので、これで終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 補正ですから余り詳しくもどうかと思ひますが、43ページの先ほど同僚議員が詳しく聞きました畜産業費の中で、私も思ったんですが、もうちょっとその辺詳しくといいますか、内容というか、その辺お知らせいただければなと思ひます。特にその置き場所の今後の方向づけというものが急務なんです。それで、参事さん篤とおわかりのとおり新しい草が生えてくる時期になって、酪農農家にとってははっきりこの問題が片づかないととりあえず次の作業に支障が出るといったことですので、もうちょっとご説明いただきたいと思ひます。

それから、林業総務費の中で委託料ですが、先ほども申しましたが、森林病虫害のつまり松くい虫のことです。その中で、私、樹幹注入が今回見送られたという中で地上防除ができるということでありましてけれども、地上防除だけで済ませられる場合と、やはり樹幹注入がどうしても必要なものがあると思ひます。

特に、私今ちょっと考えたんですが、例えばこの前もお話ししたと思ひますが、具体的に一本松とか入谷にあるんですが、それから、普門院のところの松です。ああいう名木とか、さらにもうちょっと言いますと、一般質問でもお話ししましたが、南三陸町の名木である太郎坊杉がその後どうなっていたのか、ちょっとその辺もご説明いただければと思ひます。

それからもう一つは、観光施設の管理費の中で工事請負費ですか、この中に看板設置委託料といいますか、これが減額になっているが、この辺どういったところを減額したのか、その辺もちょっとお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） まず、汚染牧草の保管の場所につきまして

は、1カ所に集積すればいろいろまたご心配の種になるだろうと考えております。現在の状態は牛の餌の状態であり、なおかつ濃度からすれば一般廃棄物の基準となる8,000ベクレルからずっと低いレベルのいわゆる家畜の餌であって、ただ、餌としてふさわしくない状態の餌という定義づけができると思います。焼却すれば全く別の今度は廃棄物になってしまいますけれども。

そういったことからすれば、現在農家が何とか保管をしている位置から余り大きく移動しないような方法で、近場でなるべくその保管の場所を探して、そして農家の倉庫をあけるといふ工夫をしてみたいと思っております。その具体的個別な場所については一度まず農家に集まっていたきながら、そういった物の考え方や、あるいは地域の理解を取りつける一番いい方法などを考えながら置き場所を相談していこうというふうに思っております。

それから、松くい虫のほうですが、議員ご指摘のような個別の大切な松とされるものにつきましては、ことしの予算ではなく、5年に一度確実に樹幹注入ができるような、そういったサイクルで大切に保管をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 町の名木についての質問、荒沢神社の太郎坊です。震災後2年にわたり樹木医の指導を仰ぎながら樹勢回復の作業を行っております。現在、枯れた部分もあるんですけれども、経過観察をしているんですが、見た感じほぼ大丈夫じゃないかというふうなことで、このまま生き残っていただければいいなというふうに見ております。

あと、入谷の一本松についても、一部枯れたのでその枯れた枝については伐採したり何かしたんですけれども、根本的な樹勢回復ということで樹木医のほうに見ていただいて、それで、県の緑化推進協議会のほうの内示をいただきまして、新年度にはちょっと予算が間に合わなかったんですが、正式に通知が来たら補正で対応して、それについても樹勢回復ということで、いろいろな方法があるようなので、一番が、松くい虫は別にしてその根のあたりに入らないよというか、固めて根の毛根が死んでしまうといいますか、それが一番樹勢が衰える理由なので、入らないよにするとか、あるいは、根に酸素を送るような機械が今あるので、酸素を送って根の毛根を活性化するとか、あるいは、液肥を注入するとか、そんな方法等を取りながら大切な文化財といいますか、そういうものを守っていききたいなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 46ページの観光施設管理費の中で工事請負費を400万円ほど減額しております。これにつきましては、この財源内訳のところでも一般財源じゃなくて特定財源のその他となっておりますが、実は震災前に今後の観光とかのために役立ててもらえればということでした。いただいた寄付があるんだそうでして、これでもって実は観光看板とかを設置してはどうかと考えまして、それでその予算計上はしておったんですが、今の段階で観光案内のための看板となりますと、若干まだ時期的に早いのかなと判断いたしまして、いずれもう少し整理がついた段階で、もう少し振興した暁にそういうような看板を改めて設置したいということで、今回はこの案を減額させていただきたいというような内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 最初に汚染牧草のことなんですが、参事さんおわかりのとおりで、牧草って草地のものはラップでくるまれています。それで、放射能が仮にあった場合でもその分は空中には分散しないという形の中で、きのうもちょっとちょうど畜産農家といますか、ちょうどその席にお会いしてちょっとお話を聞いたんですが、そのままですと缶詰状態で閉じ込められた状態で、穴でもあかない限りは外にも漏れないし、また、そのままの姿でずっと、何年も何十年もはどうですか、保存ができるそうです。

ただ、先ほども私言いたいのは、置き場所って決まっているんです。その使いやすい場所とか。酪農の人たちはその場所を、自分の家の一番使いやすいその場所をできるだけまた次の草が生えてきたときまたそこに保管するというふうな作業の流れですので、できるだけ町のほうから早く撤去だけしてもらいたいと。どこに持っていくか。例えば与手五郎のようなものがあつたらそういう町有地を利用できないのかとか、そういったお話も出ているようです。

その辺、参事さん先ほど酪農関係者ならずそういう関係者との話し合いをするということですので、その辺煮詰めて早目に処理をして、次の農作業に支障のないような方法でご指導いただければと思いますので、その辺よろしくお願いします。

あと、林業の松くい虫の関係ですけれども、これは例えば樹幹注入だって期間がありますよね。予算がないからといって来年、再来年と延ばせるものではないと思います。それで、おわかりのことだとは思いますが、その辺樹幹注入の期間切れにならないように、ぜひその辺検討していただきたいと思っておりますし、特に次郎坊杉のようなものが、皆さんいろいろ見方がありまして、だめになったんでないとか、もう手おくれでないとかお話ししている人もいますし、先ほどの説明によりますと大丈夫のようだというので私は安心しているんで

すが、その辺町民の心配もありますので、ぜひ樹木医等にたびたび診察していただいて名木を残すような方向にぜひやってもらいたいと思いますが、その辺の今後の対応をもう一つお聞かせいただきたいと思います。

それから、この看板ですが、課長さんお話ししまして大体わかりましたけれども、ことしDCが開催されるということで、こういった観光関係の看板の減額というのはどうなのかなと思ってお聞きしたんですが、今後こういう町の様子ですので看板を設置してもというお話だと思いますが、むしろやはり最低限の観光看板も逆にあってもいいのかなと思いますが、その辺もう一度お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 草地の指定としての候補、与手五郎牧場とかというお名前も一つ出ておりますが、そこも候補に入れながら実は検討していたんです。候補地は原則町有地に置くべきだろうという前提から始まっているんですけども、ただ、町有地のどこかの場所をとということの考え方でいきますと、そこから始まりますとかなり遠くの場所に皆さんが大量の牧草を運ばなくてはいけない作業につながりまして、農家の負担が大変大きいということなんです。

そういったことから、まだ全体の農家との話し合いはしておりませんが、代表的な方々との事前の相談事の中では、なるべく今保管している農家の近場の中で倉庫をあけて草地なりに置かせてもらうのかいいんじゃないかという案になっているために、その方向から協議しようとしているんです。

そうすると、そこがせつかく草が生えようとしている場所だったりするんじゃないかという部分が確かにございますが、それらについては今回の予算の中で何とか埋め合わせの持てるような手法ができないかなと、そのほかの草地を例えば広げてもらってその分を補うなどをしていただく費用に当たるものがこの委託料の中で何とか補填できる仕組みができないかななどと考えておりますが、いずれそれらは農家との協議をしながら適正に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、議員おっしゃるとおり5年に1回ずつのサイクルで松くい虫の注射をしているとなれば、ことし本来やるべきだった部分がおくれてしまったりするわけなんですけど、そんな中でも予定していたものの中でも、先ほど生涯学習課長が申し上げたような個別に必要なものについては個別にまた予算をとって実施しておりますので、それ以外の景観を保つべきものとしての松くい虫の部分については25年度の予算の中で考えていくということでございま

す。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 今回の震災で町の指定の天然記念物、大雄寺の杉並木含めて植物がかなりやられております。名足の柏の木とか、そういうことなので、あと長須賀のハマナスの群生している場所とか、そんな形でありますので、生き残った植物については樹木医なり連絡をとりながら、あるいは直接現地を見に行きながら、きちっと残るような形で管理していきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 看板の関係でデスティネーションキャンペーンに関して議員がおっしゃるのはそのとおりだと思います。ただ、先ほど申しましたように現状でこの町内に、町の市街地等に観光看板を掲げるよりもと考えまして、それで今回下げたんですが、実はデスティネーションキャンペーンは今回は田東山を中心に展開しようと考えておまして、それに対応するためとしまして、私どものほうで当初予算のほうで観光施設費のほうに田東山の頂上のほうにあるいわれのある看板というか、あれが少し字だとかが剥げているところがありますので、とりあえずああいうところを直したり、そのような対応はこのデスティネーションキャンペーンのためにしようと考えておるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 松くい虫についてはそういう今おっしゃられたお話の内容で私はいいと思います。ただ、入谷の一本松とか、そういったところの人が踏みつけて根を傷めるようなところには、先ほど何か人工呼吸みたいな酸素を入れるとか、あるいは液肥といったものの注入という、何かすごい処置をするようになってきたなと思って、話には聞いていたんですが、そこまでしなくとも例えば囲いをして柵を回して、その辺人の出入りを少なくするとか、あるいは入られないようにするとか、そういった簡易な方法でやられたらどうでしょうか。そういったことで対応していただきたいと思います。

それから、その看板ですが、看板はもちろんど派手なもので別に私は考えているわけではなくて、お客さんが来られたときいわゆるこの町のもてなしの心が伝わるような親切な看板設置と。あるいは壊れた、あるいは剥がれた、そういったものの補修、そういったことでお願いできればなと思います。

それからあと、牧草はこれから農家の方とお話し合いをするという中ではまだ決まっていな

もありますので、そういったことの活用で農家との合意形成の中で進めていただければなと思いますので、その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） できる限り使っていない土地を使えば一番いいわけですので、なるべく地域の中でそういったふさわしい土地を選んで対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。ありますか。では、ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど歌津地区におきまして山林火災が発生しました。鎮火しましたが、危機管理課のほうから説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、先ほどの火災の概要をご報告申し上げます。

出火場所が歌津字港228番地、所有者が同じ地番でございまして、団体職員の高橋正様でございまして。自宅裏の母屋から約3メートル離れた場所ののり面を下草を焼くためにバーナーで焼却していたところ杉山に延焼拡大をしたというふうなものでございまして。焼失面積が600平米というふうなことで、40年生の杉林、大体20本が該当したというふうな内容で、12時12分に鎮火となつてございまして。以上でございまして。

○議長（後藤清喜君） 質疑を行います。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 今回の補正予算、24年度の最終補正、まあ恐らくもう1回あるんでしょう。ほぼ最終。調整の最後ということでありまして。そのことと、それから、おおよそが24年度予算は災害予算。相当が災害予算であると。そのような内容から、繰越明許がとんでもない数多く出てきます。

その中でいろいろ前者も伺っておりますが、汚染牧草、私は牧草の処理とか、何はどうしても、どうしてもいいというわけでもありますが、どうも予算というものは、繰越明許というものは何のためにとるのかと。見るのかと。100%繰り越しするんですから。100%。繰越明許とはどんなときにどういう内容でできるのか、まず課長にそれを聞いて、それと、今牧草は和牛を飼っている方、それから酪農の方、幾らぐらいあるんですか。和牛と乳牛が。そのような

こと。非常に畜産が大変な時代に入っています。金額は大したことないようですけども、この内容は非常に深いものがあるんです。農業に。それらが1点。

それから、その下、これも債務負担行為100%。手つけない。予算に手をつけないんです。これはどのようなあれで平成の森の排水路を整備する事業。これいつの時点で予算をとって、何で一銭も手をつけないで繰越明許と。こんなことできるんでしょうか。繰越明許のとき、私はこんなこと本当は災害だから余り言いたくありませんが、幾ら災害であつてもちょっと認めにくい内容と思います。

それから、平成の森の災害復旧事業の、これは何をどうしようというのか。25年の7月までに。何をどうしようとして、何の理由でできないものか。本当はこのぐらいの繰越明許があれば町長でも誰でも最初にこれを説明する必要があるんです。担当あたりではこういうことはわかりませんよ。

次に4点目、水産加工場等の施設整備。これは3社のうち1社が辞退したと。それで、2社が補助対象になるんでしょう。それで26年3月まで相当の金額でやります。8分の7ですから。90%に近いんです。そういう補助をするということ。一体これをどこにどの……まあ業者はいいでしょう、名前はいいですけども、どの場所にどのような方法でそのような大施設が水産加工で。山の上に水産加工をやるわけじゃないから。どこにどのようにして、果たしてできるのかどうか。詳しくこの点は説明していただきたい。この後、繰越明許は終わりです。

次に、22ページ、歳入。災害復旧費の県補助金の減額があります。これが災害廃棄物処理事業費の補助金が減額されると。こういうものは災害補助金で減額は内容もお伺いしたいんですけども、この減額分はどうするのか。災害復旧費は積み立てることはできるのか、県のほうに返還するのか、どういうことになっているのかです。その辺の説明を願いたい。これ4つ。

次に、27ページ、災害復旧費、これは雑入です。被災自動車売り払い収入の寄付金となっているわけで、いろいろ説明あります。それで、まだ終わったわけじゃない。終わらないでしょう。終わったんですか。その辺も含めて、まだあるんでしょうが、まだ清水のものと小学校跡だの、ああいうもの内容じゃないのかな。これ違うのか。まだまだいっぱい廃棄すべき自動車があるようですけども、終了したのか、まだあるのか。さっき台数まで話したような、説明したような感もしますが、もう一度その辺を説明していただきたい。

それから、39ページの扶助費20節、災害弔慰金の減についてももう一度、説明はあったらうけ

れども、8,200万円、大金であります。どのような内容であるのか伺いをしたいと。

それから、45ページ、19節、起業支援金の関係がありますが、この起業支援ということは新たに事業を始める方々だと思いますが、何社ぐらい本年度起業したのか、それらの現在の内容と起業家の内容がどうなっているのか。順調にいつているのか、補助を受けたけれどもやめたとか、やっていないだとか、いろいろありますよ。それを説明していただきたいと。

それから、48ページ、負担金補助及び交付金、19節、これが気仙沼・本吉地域広域行政組合負担金。なぜ負担金なんていうものは決まっているはずなんだが、なぜこういうふうに残金が出るのか。負担率が変わるんでしょうか。

大体8点ぐらいですね、今のところ。説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 1点目の汚染牧草の予算の明許繰り越しの件でございます。これは本当に先月末急遽出てきた問題ではありますが、それ以前から農家から相談を受けておりまして、町側としては一日も早くこれは解決しなければならない問題として認識しておりました。

それで、方針が明らかになったものですから、その置き場所なんかの土地を整地したりとか部分的に予算執行が出てくると思いまして、24年度に支出負担行為を支払いは25年度に行うつもりで翌年度に100%を繰り越しておりますが、支出負担行為の一部を24年度に実施するために今回の補正予算に計上しております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私のほうから2点ほど。平成の森に関する部分でございますけれども、1点目、排水路でございますが、現在ちょうど工事場所で民間で建物を建てているという状況がございまして、その建物を建てるに当たっても排水路とラップするものですから、その調整をしていたということでございまして、建物の柵が終わらないとちょっと工事ができないということで、出来高が年度内に支払いができないという形でございます。

それから、平成の森の施設につきましては地震によりまして野球場、それから建物それぞれ被災を受けておりまして、その査定がたしか年末にございまして、それで12月議会で予算を計上させていただきまして、2月の後半に契約をしたという状況でございまして、年度内にはそれほど支払いが生じないということで、ほぼ全額近い形が繰り越しになっているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 水産加工施設の関係でございますが、3件のうち今度やる2件のほうは、1件は戸倉地区の折立地区に珍味だとかの加工をするところでございます。それから、もう1件は志津川荒砥地区で、主に生ウニ等の、生だけじゃないんでしょうけれども、それらの加工をするというような予定のところですか。そういうところでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番議員が着席しております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、災害廃棄物処理事業費補助金の減額についてご説明申し上げます。

これは平成24年度に見込んでおりました廃棄物処理事業のうち、環境省の査定を受けまして事業が確定したことによります24年度分の余剰分の減額ということになります。

また、平成25年度事業といたしまして、改めて新年度になりましたらば当該年度分の事業費のほうはまた計上すると。査定を受けまして、また新たな事業として25年度事業を実施する予定になっております。

それからもう1点でございますが、被災自動車の売り払い収入寄付金でございます。これにつきましては、先日の総務課長の説明の中で3カ所の台数のほうはご報告申し上げておりますが、ご指摘のとおり清水小学校分がまだ終了しておりませんで、その分が残っております。

ただ、今清水小学校分でこちらで把握しております台数が307台残っております。金額につきましては、これがまだ確定しておりませんが、今の見込みで確認したところ480万円ほどの金額になるという見込みでございます。

そういたしますと、前回小森、それからJA跡地、黒潮グラウンド、それに清水小跡地と、この4カ所を合計しますと台数にして2,251台、金額にいたしますと2,860万円ほどの最終的な金額になると考えております。

なお、この事業につきましては宮城県に委託しております事業でございますけれども、今のところ町内で確認されている自動車については全てここに集積済みというふうを考えております。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 39ページ、扶助費の災害弔慰金の関係でございます。当初、関連死等も考慮して1億円を計上させていただいておりました。最終的には24年度で主たる生計維持者、500万円ですがお一人、それからその他の分というふうなことで250万円が5人というふうなことになりました。今のところそれ以上は見込めないというふうなことで今回減

額というようなことになりましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 申しわけありません、1つ漏れておりました。

畜産家の酪農農家とか肥育農家、繁殖農家の数ですが、酪農のほうは15軒、それから繁殖農家で35軒、肥育農家で6軒という状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 45ページの商工振興費の起業家支援補助金でございますが、今年度は6件でございます。仕事を新たに始めるだとか、そういうような内容でして、6件ございました。

新たに始める事業で、それで、始めてすぐにやめたとかというところにはなかなか補助できませんので、計画書に基づきまして本人から聞き取りをいたします。それで、審査委員会を設けまして、そこでここは大丈夫だろうというところに補助するというところで……事業者の一人一人の内容でございますか。飲食店、それから化粧品販売店、それから床屋さん、理容のほうです。そういうようなところでございます。それを新たに始めるという方々、合わせて6件でございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 前段で繰越明許費のそういう考え方についてご質問ございましたんで、議員とくにご承知かと思いますが、やはり予算につきましては単年度主義でございますので、事業を計画して歳入歳出年度内に終了するという予定で予算を組むわけでございますけれども、特別な事情で年度内に終了できる見込みがないという場合については明許繰り越しをして、予算書の議決を経て次年度に繰り越すというのが明許でございます。

その特別の事情でございますけれども、年度内に終了する予定で組むんですが、特に漁港等の場合そういった気象の変化とか、そういうふうなことでおくれる場合もございますし、今回の場合は年度途中で事業決定ということになった事業が結構多うございまして、最初から単年度では終了は無理であろうと。ただし、31日以降の翌年度までの契約はできませんので、とりあえず3月31日までして、それから工期を変更して翌年度に繰り越すといったことで、今回特にこの災害の関係で非常に多くなっておりまして、大変申しわけなく思っておりますけれども、通年ですとこういう明許繰り越しは1件か2件ということでございますが、そういう災害復旧事業が多く入ってまいりました関係でそういうことになりましたんで、ご了

承りたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 補正予算書の48ページでございます。消防費の常備消防費の負担金でございます。本来であれば人件費相当額、それから施設の維持管理費というふうなことで積算する内容になってございますけれども、今回被災を受けました南三陸消防署、それから南三陸消防署の歌津出張所等の建築に際しまして額が確定したものですから、それとあわせてまた備品等の購入で、これも額の確定したことから減額というふうな措置をとったものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 大体皆さんの答弁が終わったようですけれども、最後の負担金です。いろいろ説明がありましたが、余りにも金額が大きいので、こういう災害の時期ですのでそういうもろもろの内容のもとにそういうことはあるというようなことですので、職員のやはりこれも広域の消防、広域消防なんていうのは人員が決まっているんじゃないかと思うんですが、それはもう派遣職員なんていうのは消防にもあるんですか。

予算は余すのもいいけれども、余り余すというのもうまくないですよ。余すということは仕事をしないんだから。予算を余すということは仕事をしないということ。そういうことになりますよ。

それから、今度は下のほうから。いろいろ忘れておるから。弔慰金8,300万円の減額。これらも説明では何かちょっと当初の予算が課題だったんじゃないですか。適切ですか。それをただすんだから。もう決算が来るから決算の問題にしますが。人数にして相当の差があるんでしょう。何人ぐらいですか。あなたたちはこれを専門にやっているんだから。プロの職員として、プロフェッショナルだから。我々は素人だけれどもね。

車の関係はそういうことでしょう。

大体予算のほうは、繰り越し明許も、やはりそういう答弁、最後に立派な総務課長さん、特別な事情、みんな参考書を持ってやっているんだから。参考書を見ながらやっているんだ。頭に入らないから。そういうことですので、こういうことは理由にならないんです。今言っている繰り越し明許の理由にならないんです。ならないですよ。世の中にありますか。繰り越し明許というのは万やむを得ない措置なんだから。特別の万やむを得ない事情によって工事等ができなかった場合。できないということがわかって予算をとっているのか。予算をとった以上はやはり仕事をやるべきだ。やるべきですよ。どんなことがあっても。そのまま

最初の予算が補正で100%減額するなんて、そういう補正は聞いたこともないですよ。たとえ災害時であっても。

それは保健体育費でも私は同じだと思います。その内容もわからないで予算をとったんですか。どこがおくれたとか、こうだとかああだとか。その内容がわからなくて予算をとっていいものかどうか。わけがわからなくてですよ。そういませんか。

平成の森ね、水路とかというのは、これは重要なんですよ。平成の森の水路。何をおいてもやらなくてはならない。そういませんか。いつやってもいいんであれば予算をとる必要のないもの。そういませんか。牧草はそのとおりですよ。100から50に基準が下がったと。それは4月でしょう。そういうふうに下がったのは。基準が下がったのは。あなたのその答弁はきのうでも下がったような話。そういませんか。

こういうことをただすために議会はあるんです。監査委員もどうですか、こういうことは。監査委員に答弁を求めます。そんなところで2回目の答弁は。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） ご指摘の部分につきましては確かに特別な事情という部分でございますので、それに該当するかどうかという部分につきましては十分なお説明ができていなかったと思います。

それで、先月のその牧草を市町村で処分するという方針が出たのは、実はこの予算書を編成している先月の本当に末でございました。とはいえ、とにかく農家に一刻も早くその措置をとって、春先に間に合わせる手だてをするためには一日も早く年度内から着手をしたいというような、いわゆる緊急性を感じまして予算に計上させていただきましたが、具体的にはこれから地域と話し合いをしながら予算執行していくような流れになりそうなものですから、大変申しわけございませんが100%ということにさせていただいた次第でございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 弔慰金の関係でございます。昨年度、24年度の当初の予算作成の段階では死亡者の数がまだ確定をしていないというようなことがございました。弔慰金が不足するということがあり得ないように、申しわけないんですが、マックスでとらさせていただきます。その際の人数としては200名というふうなことで予算をとらせていただきましたが、その後関連死等も少なかったというふうなことで今回こういう大幅の減額になるというふうなことでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 平成の森の水路工事でございます。水路といいましても側溝を入れる工事でございますが、先ほど申したとおり、ちょうど入り口付近で今水産加工場の工事をしております。町の工事を優先するか民間の工事を優先するかという話になったときに、どうしても雇用の問題もございますので、民間の工事を優先してやっていただいて、その後に町がやるという判断をさせていただいたところでございます。

それから、平成の森の施設の復旧でございますけれども、きのう出ました名足小学校、それから総合体育館と同じ査定を受けておりまして、それぞれ12月議会で予算を議決させていただいたところでございます。教育施設でございますので、幾らでも早くもとの姿に戻して皆さんに使っていただきたいということで、本来であれば議員の質問のとおり4月の予算でもいいという判断もあるかと思いますが、なるべく早目に使っていただきたいということがあります。今回補正をさせていただきまして工事を進めてございますので、ご理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 48ページの常備消防費の減額の件でございますけれども、消防庁舎等の建設に係る請負残を減額するものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） いろいろ皆さん説明をしていますけれども、私は納得しているのは半分ぐらいです。このようなことは、これは監査委員に私は質問するんです。代表監査委員さん。あなたは毎月これを見ているんです。私は監査委員さんに質問するのは得意なんだからね。我慢してやっていないんだもの。そんなわけで、とにかく災害ですから職員も不足している中でこのような質問はしたくありません。しかし、やはり物事には決まりがあるんですから、今後はそのようなことのないように、繰越明許、万やむを得ない措置です。特別な事情です。手をつけないということがあるもの。手をつけないということ。何ぼか手をつけて残したというなら、これは特別な事情だもの。頭から手をつけない予算だという。そんなこと世の中にありますか。いろいろ説明しても「はい、そうですか」という人は議員達にはないと思いますよ。そういうことで、我々もめくらでだけやっているわけでありませぬので、その辺を今後気をつけて、皆さんこれからみんな出世していく方々だから。新年度になればまた偉くなる。そういう方々いっぱいいるんでしょう。プロですから。監査委員、まあいいですから、わかったろうから。わかったろうから。あなた、後で怒られるから、まあいいでしょう。

それで、この中で26年度の3月までという。繰越明許は2年も3年もできるんですか。次年度、次年度、出るの。こういうものは継続してとれないんですか。継続して。どうですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 繰越明許費は2カ年までできますんで、最大26年の3月まで。継続費ということなんですが、これはよく学校を建てるような場合にやるんですけれども、事業費が明確になって、ことしは5億円、来年は5億円ということで決まればいいんですけれども、災害復旧事業ですと5億円予定しても6億円くらいやる場合もありますんで、そういうことで明許繰り越しということにさせていただいておりますんで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） 繰越明許に関しましては前者も十分ご審議されましたので、私も伺いたいところはあったんですけれども、納得いたしましたんで、これは省かせていただきます。

それで、26ページの雑入ですけれども、4節の農林水産業費、100万円と金額は小さいんですが、吸収源対策です。これによって収入に計上されているわけなんですけれども、この説明をいただきたいと思えます。

それから、これはただいま前者もちょっと触れたんですけれども、27ページのこの被災自動車の件であります。先ほどの総務課長の説明、町が一時負担金を出して片づけていただいて、その返りが来たような説明だったと思えます。さらに、先ほどの担当課長の説明で大体わかりましたが、町のかかわりです。これは県事業でありますので警察とか県に委託してやっているものでありますから、警察とかそちらのほうでやったと思うんですけれども、この町のかかわりです。片づけるときの。これは委託したということは何ほどの程度かかわっていたのか、その辺の説明をいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 26ページの雑入の中の農林水産業林業費雑入で二酸化炭素吸収量売り払い収入でございますが、さっきの予算で売り払い2,000万円を計上してございましたが、消費税相当分ということで100万円事業者のほうから追加をいただきましたので、今回追加させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 被災自動車の回収業務につきましては県に委託ということでお話しいたしました。そもそも震災後に町内に散乱してある自動車等ですけれども、当然ご

遺体の捜索等、そういう形を警察のほうでも行いながら、それぞれの仮置き場のほうに回収をしたということで、その流れの中でこの事業につきましては宮城県のほうに委託をしたということになりますけれども、町といたしましてもこの町内の散乱した自動車等の場所等の把握とか、そういった形での町内での回収のポイントとか、そういったものの調査活動のほうは行っております。

また、この事業を今県のほうに委託した上でも、県で最終的にそれぞれの仮置き場においてその台数を確認して業者に引き渡す、そういった作業の中で町にも立ち会いの要求がございますので、そういった節目節目には町も立ち会いを行いながら確認の作業を一緒になってやっていると。そういう中で、3カ所については事業のほうは一応終了して、残りの1カ所の最終的な確認作業が残っているというところでございます。

○議長（後藤清喜君） 15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） この二酸化炭素ですか、そうしますと、さきの契約した町有林の消費税ということですね。私、これ売り払い収入とありましたから、この件につきましてはここ数年前から酸素取引という形で大手企業とこういった自治体とが契約をするというような傾向が大分見られてきておったわけでございます。

それで、この100万円というものが計上されましたから、町有林に換算してどれぐらいの二酸化炭素を吸収しているんだよと、それによってこれぐらいの、売上高と言ったらおかしいんですけども、そういうふうに解釈したものでありまして伺った次第であります。

これは一言言わせていただきますと、契約したからとっていいわけではないと思うんです。契約した以上は効果を上げないことには契約に反するのではないかと思うわけでありまして、この効果を上げるという手法です。これについてももしお考えがあれば伺っておきたいと思えます。

それから、実は先ほど清水小学校という具体的なあれが出たんですけども、実は先週の金曜日、8日ですか、実はこの清水小学校の被災自動車置き場において作業員が自動車の中から遺骨を発見したんです。その辺はこちらに届いているかどうか、ちょっとそれも確認させていただきましても、作業員もまさかそんなことはあるはずがないということで、車の中に何か着物の切れ端みたいなものを見つけたんだそうです。それで、そんなことはないだろうということで作業を進めようとしたんですけども、何か胸騒ぎがするというのでおりて行って確認したならば遺骨があったと。

そういうことで、当然ですが警察に連絡してその車の所有者の家族を呼んで確認したと。そ

うしたならばまずほぼ間違いないであろうということで、その家族がそこで泣き崩れたそうではありますが、今は警察のほうで引き取って、約1カ月ぐらいかかるとか言っていましたが、その判別をするんだそうです。

2年もの間ここで車の中にいたということを聞かされまして私も胸が痛んだんではありますが、そういうことで町がどの程度かかわっていたのかなと、そういうことを伺ったわけでありまして、警察とかからは、ではこれは全然連絡はなかったわけですね。

そういうことで、行方不明者の捜索ということで、改めてやはりこの辺を少し考え……清水小学校につきましては車の台数も残り少ないわけですが、遺族側とすればやはりこの行方不明者の捜索ということで瓦れきのみならず、やはり考えなければいけないのかなと思ったんで質問したわけでありまして。その辺の考え方があれば伺っておきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 二酸化炭素の吸収量、売り払い収入という表現で記載させていただいておりますが、フォレストック、12月に補正させていただいた2,000万円のフォレストックの契約の関係でございまして、2,000万円に対する5%で100万円の消費税が事業者のほうから上乘せされてございます。

これを今後も適正管理、効果を上げていくということはまさに必要なこととございまして、その手法としましてはやはり森林の環境整備を進めることにほかならないだろうと考えております。本来的には、今回は町の山林だけですが、森林再生プランの中では個人の山林も含めてやはり適正な管理を今後進めていく努力をしたいと。国の補助事業などを生かしながら今後の事業計画を考えてまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 清水小学校の被災自動車の中から遺骨が発見されたという報告というか、連絡は環境対策課のほうにも入っております。つい先日のこととございまして。警察署のほうで立ち会いをされたということの連絡はいただいております。非常にびっくりしたということでございまして、これまでもそういった瓦れきならず、いろいろな被災物件の回収につきましてはもちろんそういった当初からご遺体の捜索というものを第一に考えながら万全を期してきたつもりではございましたけれども、今回このような事態が発生したということで、まだ瓦れき類も残っているものもございまして、なおその辺につきましてはこういう事例もあったということで、なお現場のほうにも周知徹底を行いながら、

万が一に備えた体制は強化をしまいたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） この吸収源対策、今参事がおっしゃったとおりであります。町有林から、そして民有林へと。この南三陸町を一つのフィールド化して、そしてやっていかないことにはやはり効果が上がらない。そういうことで、今度高台移転ということもございまして、かなりの町有林も伐採されてくると思います。そういったところで、吸収源対策、全てを伐採したのでは効果が上がらないわけでありまして、その伐採した分、やはり今言ったようにほかの町有林あるいは民有林に手を加えて吸収源対策をしっかりとやっていかないとこの契約に反していくというか、効果が上がらないものとなると思いますので、その辺のところをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、今の被災自動車の件、わかりましたので、このような家族もおったものですから一言発言させていただきました。ひとつこの辺のところ、行方不明者の捜索ということで町のほうとしても警察、宮城県とかかわりを持ちながら意を持ってやっていただきたい。以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初に、前者もいろいろと繰越明許費についての質問があったわけですが、この工事の完了、事業の完了見込み、25年、26年ということが事業発注といえますか、予算をとったときからわかっておったわけなんですよ。であれば、やはりこれは継続費でやるべきじゃなかったのかなという感じをするわけですが、先ほど総務課長のほうからいろいろな理由を述べられてこういうことになったということですが、年度途中の予算チェックをといえますか、確定された国からの復興交付金の確定によつての事業でありますけれども、しかし、年度内には事業が終わることは難しいということはわかっているわけですから、やはりこういうときには継続費でやったほうが私はいいのかなという感じがいたしました。

それで、この繰越明許になるわけですが、これからまた来年度にかけていろいろな災害復旧、復興等々の事業がやられるわけでありまして。そこで、きのうもちよっとお話があったんですが、この事業を発注するに一つの入札です。入札でやられるものもあるわけですが。昨日のこの工事請負契約の中の議案ということで提出されました。そこで随意契約で発注したと。

その随意契約の理由はと聞いたら、一般競争入札でやったんだけど3回不落に終わったためにやむを得ず随契だというような、これは随意契約については文言が法律で定まってい

るものですからそれはそれとしていいんですが、その随意契約に至るまでなんですが、なぜ3回も不落になったのかという、その原因です。それは執行者が予定価格あるいは工期等々の問題はなかったのかどうなのかです。その原因は何なのかと。

これからも入札に当たってそういった不落の場合、予想されるわけですよね。その場合にもこういったこの間やられたような随意契約でやられるのかどうなのか。その際、その随意契約をする相手方なんですが、一般競争入札に参加した業者の中から随意契約をするのか、あるいはその参加しないほかの業者に随意契約をするのか。その辺の決まり、規定、どのようになっているのかです。その辺のお話をお聞かせ願いたい。

それから、今後ますます25年度、この復興事業は数多くなるわけなんですが、この下請契約といえますか、元請、下請、孫請とあるんですけれども、その際の決まりがきちんとあるわけですよね。下請あるいは孫請とあるんですけれども。今回のこの復興交付金の中での事業はどの辺まで認められておるのか。孫請の孫請でもいいのか。

今戸倉地区でやられている瓦れきの処理ありますよね。大手さんが。清水建設ですか。あの事業については下請はいいけれども孫請はだめだという事業内容なんですよね。それで、下請どまりで今やられているわけなんですが。今回我が町が発注する事業についてはどの辺まで認めるのか。10社でも20社でも下請、下請、孫請でやってもいいのかどうかということをお聞かせ願いたいと。

それから、41ページの焼却灰、前者がいろいろと質問しておったんですが、話を聞きますと放射能の関係で青森の三戸の最終処分場から受け入れることを拒否といえますか、できないということで断られたということで大変今苦慮しているようであります。

それで、まずこの焼却灰に関する1つ目でお聞きしたいのが、今戸倉地区で震災による瓦れきの処理をしていますよね。そして焼却していますよね。その灰がありますね。その灰の処分の責任所在は業者にあるのか、請け負った業者、焼却している業者なのか、我が町なのか、どちらなのかなんです。今やっている焼却処分ありますね。あそこの燃やした灰の処分についての責任は町がとるのか、処分の方法ですよ。町が責任を持って処分するのか、業者が責任を持って処分する事業なのか。その辺のところは第1点。

それから、今お願いしている青森県三戸町の最終処分場に、最初に言った我が町であれば戸倉地区の処理場、焼却処理で、それから、気仙沼市であれば小泉地区、それから階上地区とあるわけですね。岩手県も何か所かあるわけですね。その灰は我が町でお願いしている三戸町には持っていったくないのかどうか。言っている意味わかりますか。震災前に出た、我が町ば

かりじゃなく、この三戸町はもともと我が町だけじゃなくてよそのものも入れていると思うんですけども、でも、この震災後の震災瓦れきの処分した灰を今お願いしている三戸町に処分をお願いしているのかどうなのか。

それから、今気仙沼市に我が町でお願いしている灰は、灰をお願いしているわけですね。気仙沼市のほうに置いてもらっていると。そのスペースといいますか、猶予といいますか、あとどれぐらい余裕があるのかどうか。お願いしている、三戸で受け取ってもらえないものを燃やして気仙沼市に置いてあるわけですから。それがいつまで大丈夫なのかということ。その置く場所がいっぱいにならないのかということです。猶予といいますか、余裕がいつごろまであるのか。その辺をお聞かせいただきたいということです。

それから、43ページの松くい虫の防除です。前者いろいろとお話がありましたけれども、震災前から、震災で2年過ぎましたけれども、最近になって随分そちらこちらで松くい虫が目立ってきている。中には民家のそばで大きい何百年とした松が民家の近くに立っているわけです。この間の風するときにも私も心配したんですけども、あれ倒れて民家に行ったら大変な損害が起きるんじゃないかなということで見ているんですが、その辺の把握というか、今何カ所ぐらい、何本ぐらいの松くい虫を地域の方々から伐倒してほしいという要請があるのか。それで、まだ執行できないのか何本ぐらい残っているのかです。

小さな松であれば大したことはないんですが、今言ったように大きい太い松が民家のそばにあるということになりますと、この損害になった場合の補償問題がどこになるのか。多分町のほうに早く切ってくれということを行っているのにさっぱり町で切ってくれないからということにならないのかどうかということです。その辺が心配なんです。今度山林の所有者が負担しなければならないのかいろいろあるんでしょうけれども。ただ、黙っていたわけじゃないから、町のほうではそれを切るということをやってきたものですから、なぜやってもらえないのかということで責任転嫁にならないかという、そういう心配がありますから、その辺のところをお聞かせいただきたいと。

それから、いっぱいあるんですけども、まとめますからね。45ページのアワビの稚貝700万円減額だと。説明を聞きますと県の水産公社がだめになったと。それから、南のほうでは伝染病だからほかからの遠くからの購入ができないというようなお話でありましたが、でも、秋田からは幾らか購入したというお話です。

この700万円の予算をとるときに、どこから購入する予定でこの予算をとったのか。水産公社ではないということはわかっているんですから、どこから購入する予定でこの700万円を予

算化したかということです。

もう一つが、57ページのこの防災集団移転の志津川中央分の減額ということでもあります。ここは県の文化財の発掘ということで、その調査が終わらなければ事業が進まないということもわかっておりましたが、その文化財の調査をするたびに臨時職員の募集をかけたようです。実際かけました。

当初は2月の中旬ごろからやられるということで始まったんですが、なかなか木の伐採あるいは表土を取り除く作業がおくれているためにまだその事業が行われていないんですが、その文化財の何する作業員も募集をかけたんだけどなかなか集まらないということで、私自身もこれ余人が少なければ志津川地区の防災集団移転、特に中央に行く方々の移転がおくれるだろうと、一日も早い復興のために人集めをしなければならないということから、私も多くの方々に声をかけて、そして申請書を、履歴書を、写真を撮りに行くにも乗せていたり、それから、どう書くんだろうと履歴書を買って預けて、自分で私が書いて、そして今度は面接にも乗ってくる車がないと私も乗せてきて送って行って、そんなこともいろいろしたんですが、その方々は働く予定でいたんです。

ところが、小泉地区の焼却、先ほど言ったごみを燃やす焼却ありますよね。震災瓦れき。そちらのほうで人が足りないということで募集をかけて、営業マンではないんでしょうけれども、その頼まれた方がぐるっと人集めに歩いたわけです。それで、1日9,000円だと。体が動ける方ならどなたでもいいと。中に80歳の方もいるそうですが。

その募集をかけている方がたまたま私が乗ってきて面接して合格した方々にも行ったんです。そうしたら、町でいつから始まるんだろうという問い合わせがあって、今の段階でまだ私も言えないと。それなら、そっちも値段がいいから先にそっちに行くからみたいな感じで今その方々が進んでいるんです。

町では時給720円なんです。その土をほっくり返すようなこと。そっちは1日7時間労働だそうです。8時から5時までですが、お昼休み1時間、午前中30分、午後30分の休憩時間で7時間。それで、長靴だけ履いていけばいい。手袋、こんなもの、マスクとか、一切そちらのほうで持ってくれると。ああ、これなんかもねえねと。近場にも弁当屋さんも今度出て、おにぎりを持っていかなくともそこでも食べられるというようで、そういった方々が今行かれるんです。なおさらこれはおくれるなという感じを今しているんですが。

それで、担当課長、今何人ぐらいの方々が応募されて、その中で何人ぐらいこれ、抜かれるという言葉は当てはまりませんが、そちらに行かれるのかわかりませんが、正式にいつから

始まるのか。その決定した方々にいつから始まりますからという、通知じゃないけれども、案内ということもやはりやられる必要があるんじゃないかなど。いつになるかわからないからとそっちに行かれてしまったんでは、全員行かれては大変ですよ。そんな思いがしますんで、まずそれをお聞かせいただきたいと。1回目の質疑を終わります。

○議長（後藤清喜君）　ここで休憩といたします。再開は2時25分といたします。

午後2時09分　休憩

午後2時25分　開議

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

14番議員に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君）　それでは、1点目の入札の不落になった場合の手続でございますけれども、今回一般競争入札で入札を執行いたしました。一般的に私どもは3回札を入れさせております。3回目で予定額に達しなかった場合には不調ということです。その不調になった場合のこういった制度が可能かといいますと、やはりもう1回入札手続のやり直しという方法があります。それから、先ほど申し上げました地方自治法の規定によりまして随意契約と。

この随意契約ができる範囲なんですけど、規定上は決まっておられません。したがって、どなたでも随意契約できるんですけど、一般競争入札でございますんで、それぞれの業者の資格を定めてございますんで、少なくともその資格以上の者でないと随意契約の相手方にすることはできないと。

今回、一般的な例でございますと、3回応札をして、それで最低の方々、これは引き続き参加意欲があると、工事を受注する意欲が見られるということで、通例上は入札をやって3回目の最後の方と最初にお話をさせていただくと、そういったことでございます。随意契約といえども予定価格は変えることはできませんので、見積額が予定価格に達した場合にはその方と随意契約でやると。今回たまたま1社だけでございましたんで、3回やって不落になったと。その後、見積もりを徴した結果、予定価格に達したということで契約をしたということでございます。

それから、継続費でございますが、私も継続費というこれまで南三陸町でそういった例で契約したことはございませんので、正直深くわからないわけでございますけれども、通常は学校関係ですと国庫負担金が例えば6：4とか5：5とか、そういった年度によって補助金が

決まっているものがございます。そうしますと、それに伴いまして各年度の事業費を確定いたします。24年度は6億円、25年度は4億円。その額は変えることはできません。したがって、相当の縛りがある。

それと、今回の場合には24年度の事業ということで国は補助金に債務負担行為を設定しておりませんので、24年度中に使ってくださいよと、こういう趣旨でございますので、したがって、私たちとすれば制度上繰り越す以外にそういう方法はなかったということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、不落の原因。

○総務課長（佐藤徳憲君） 済みません。不落の原因ということでお尋ねでございますけれども、いろいろ多分参加業者の方々には努力はして入札はすると思うんですが、まずもって予定価格に達しないということが不落ですんで、その原因として人件費が高騰しているのか、あるいは材料が高騰しているのか、あるいは工期が短いのか、いろいろな理由は考えられると思えますけれども、私どももそういった業者からそういったことは直接聞いたことはございませんので、ここで不落の原因はとお尋ねがありまして私からはなかなかちょっと申し上げることができませんので、もし建設課長が場合によっては再度少しわかっておられれば一般的な業界のそういった状況につきまして建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、私のほうから。町のほうで工事費の積算をする場合は、県の調査した価格をもとに積算をするわけでございますけれども、基本的には2カ月前の価格という形になります。ただ、業者さんはタイムリーに今の価格を多分お調べになると思うんですが、その間にも値上がり等があればどうしてもお互いの積算価格に差が生じるのかなというふうには感じております。

特に議員ご存じのように大分資材、それから作業員の賃金が大分上がっていると私は聞いておりますけれども、その辺の差が今回出たんじゃないかなというふうに想像はしております。聞いたわけじゃないのでわかりませんが、そういう感じだと思います。

それから、先ほど孫請のお話が出たわけですが、建設業法にも孫請という言葉が実は出てきておりませんので、多分ご存じだと思いますが、下請までしかございません。ただ、孫請の問題点でございますけれども、当然本来のこちらで積算した労働者に支払う賃金とか資材の単価がそのままその下請なり孫請に行っているかどうかと。それが現場に行きまして工事にしわ寄せがいかないかということについては、当然発注者としては注意をしなければな

らない点だと思えます。

当然一番は安全に確実にしっかりしたものをつくってもらおうというのが町の立場でございますので、当然途中で、言葉は悪いですけどもピンハネをされて安かろう悪かろうというものができてしまうおそれがございますので、その辺は十分注意しながら現場のほうに当たっていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、焼却灰関連のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。瓦れきの焼却灰の処分の責任ということでございますけれども、本来であれば瓦れきにつきましては一般廃棄物扱いということになりますので、排出者である町の責任ということになるわけでございますが、今回戸倉地区でやっております廃棄物処理事業につきましては地方自治法の規定によりまして宮城県に事務委託を行っております。したがって、最終的な処分までを含めた事務を宮城県に委託しているということでございまして、最終的な処分の責任は当該事業につきましては宮城県にあるということになります。

それで、通常であれば自治体間で行います廃棄物の処理の通知があるわけですが、それにつきましても今回は宮城県から栗原市、それから登米市、受け入れ先の自治体のほうに通知がなされているということになります。

それから、2点目でございます。三戸町のほうの最終処分場でございますが、こちらは民間のもともとは産業廃棄物の最終処分場だった場所でございますが、そこにはもちろん一般廃棄物も入るんですけども、当町では民間の業者とこれまで委託契約を行って最終処分を行ってまいりました。その業者から確認しているところによりますと、まずこれまで当町の瓦れきは例外的な感じで当初受け入れを行ってもらってまいりましたので、当町以外の被災地からの瓦れきあるいは焼却灰についての受け入れはやっていないというふうに認識しております。

それから、3点目でございます。気仙沼市の最終処分場でございますけれども、こちらのほうは平成元年から使用開始をしている処分場でございますが、埋立容量が16万8,000立米の容量がございますが、平成23年度末で残余容量が約4万立米というような現状でございます。

それで、今回当町で受け入れ先が見つかるまでの間、暫定的に受け入れをしていただいておりますけれども、本来当町と気仙沼市さんのほうで委託契約をしておりますのは一般ごみの焼却の部分だけでございまして、その処分場への埋め立てにつきましては契約外ということでもございます。

それから、気仙沼市さんのほうでは今度は市内で今行っております瓦れきの焼却処分、その

際に発生した焼却灰についても地元の最終処分場での受け入れが始まると。そういうこともございまして、この約4万立米の残余はあるものの、もともと契約外でもあるし、それから市内の一般廃棄物のほかにさらに今度は瓦れきの焼却灰の埋め立ても行わなくてはならないと。そういった事情もありまして、一日でも早く南三陸町の焼却灰の処分について急いで検討してほしいといったことで、今当町では対応しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 続きまして、民家のそばの松くい虫で枯れた場合の松の処理についてお答えをさせていただきます。

いわゆる庭木の大きくなった松の松くいというケースでのご相談というのは余り実例はないものですから、私が担当になってからの中では余り民家そばの庭木の松枯れの処理についての相談は受けておりませんが、民家そばという中での松以外も含めて、風なんかで折れたりしそうな危ないものについての相談を受けた事例はございます。

そういうときには、町側としてはとにかく人命や生活への安全を考えて、森林組合のほうに連絡をとりながら、その処理の仕方についてプロのアドバイスをもらうような支援はしてやるんですが、基本的に庭に生えているものについては個人の財産という見方で従前からやってきていると引き継ぎを受けているところでございます。したがって、原則的には個人で処理するという考え方に立つのかなと思っております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝購入に係る補助金の関係でございますが、これに関しましては予算額が700万円としておりますが、700万円分買ったから700万円補助するというんじゃなくて、購入した金額の中のその一部を700万円以内で補助するというようなやり方をしておりますので、購入先に関しましては1ミリ1.7円とか2円とかという契約をしているんでしょうけれども、到底これまでは震災前はこの700万円分じゃなくてもっともっと大きな金額の稚貝を買ってきて放流していたはずなんです、そのうちの700万円を補助していたということだと思んです。

それで、先ほど申したように、24年度に関しましてはこれだけのまとまった稚貝を購入することができかねましたので、たまたまというか、秋田県のそういう種苗生産場のほうから、そちらで使った残りの部分をこちらの生育環境を調査して、こちらで問題ないということで放流してもらったんだそうなんです、そういうことを細々と続けていてもしょうがないですから、今後は秋田県以外のところからもそういうものもできるのであれば購入してこなけ

れば先細りになってくるだろうと考えます。

なくなってしまう元も子もないですし、これまではほかのところで生育の悪いものを買ってきてもしようがないんじゃないかとかという考え方のようだったんですが、逆にこちらでつくっていたものよりも中にはいいものをつくっている場合がありますので、そちらのほうで仮に私どものほうが買ってこれるのであれば25年度以降はそちらのほうからも取引することが必要となってまいりますので、25年度におきましても補助金の予算措置という形ではしております。ただし、それは水産公社からの見積書どうのこうのではなくて、こちらの姿勢として予算措置はしておるといような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 新井田地区の遺跡調査といたしますか、集団移転絡みの調査という見通しといたしますかですが、集団移転については担当課は事業推進課というふうなんですが、実際にやるのは生涯学習課ということで、2月から伐採等作業道を開設して、本丸部分あるいは二の丸とか、その辺のあと土壇とか、その辺の調査ができるような状態になっていまして、今重機で表土を剥いでいるというふうなことなので、ちょっと危ないので作業員は入れないというふうなことなんですが、現在県のほうから2名あるいは3名、それと当課のほうから1名専門職が行って作業しているような状況なんでございますが、3月7日から19日まではそんな感じで重機を使って表土を剥ぐというふうな形で、県の職員指示しながら現在やっているところでございますが、県の職員の指導のもとに一応3月中になりますか、本丸にボーリングをしてもらうように要請していますので、その辺が今後も進んでいくと。

それで、県のほうも文化庁含めて専門職がかなり来ているんですが、うちのほうの作業の進みぐあいもあれなんですけれども、あと年度末の異動の時期もありまして、あとは4月8日から本格的な作業が始まるというふうなことでございます。

それで、作業員の方につきましては、一部うちのほうでやっている個人の住宅とか会社の建物の遺跡調査については5名ほど雇用して3月中にもやったんですけれども、これから4月以降本格的な調査に入ったときに作業員が必要になってくると思うんですけれども、現在で47名ございます。

それで、今後、作業の見通しといたしますか、それぞれにご案内をして待機してもらおうといたしますか、そういう形で、ただ、そのとき気仙沼のほうが9,000円というふうな形になりますとなかなかうちのほうも難しいかなということで、一応720円でございますけれども、新年度には通勤費とか、その辺も検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

気仙沼の様子を聞きますと、今大沢地区でやっているそうなんですけれども、県の職員が6人ぐらい入って、そして、シルバー人材センターのほうから幾らでもとといいますか、作業員が確保できるし、何か新たな団体もできて、作業については余り困らないというふうな担当課長の話のようでした。

今後、その辺も踏まえてなるべく早く調査ができるようにしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初の入札関係であります。3回目の予定価格に近い業者さんと話し合いをされるといいますか、やる意欲があるといえますか、そういった判断で、安い方とお話し合いをして随意契約につなげると。その予定価格を出した、一般競争入札で予定しておいた価格の額については変更しないでそのままやっていただくと。

そうしますと、私が言いたいのはそこなんですよね。やればできるんでしょう。結局お話し合いをして。すると、事業内容といえますか、工事内容は変更しないで町が出した予定価格で最終的にやれると。それで随意契約と。私どもは町が出した予定価格ではやれないということで不落になったという解釈をしているわけです。話をしたらできると。なぜなんだろうと今度はおかしく思うわけです。だったら最初から入札でその価格で応札といえますか、なぜしないんだろうなという感じがするわけです。

私どもは不落という言葉を知ると、町が設定した額、予定価格あるいは工期の問題、もろもろ含めてそれでは応札できないということで不落になったんじゃないかなという感じをしているわけですから、それが応札ではだめで話し合いではできるといえるということになると、そこに何かあるんでしょうか。説得力が違うのかな。あるいは町長がみずからお願いして「何とかやってくれないか」と頭を下げたために赤字覚悟でオーケーしたのか。その辺がちょっと不落によつての随意契約に至るまでの流れといえますか。

その予定価格については2カ月前の単価でも試算をすると。今はもう毎週毎月のように単価が上昇していますのでその辺はわからないわけでありませんが、普通であれば一般競争入札で不落。震災前であれば、規定はないとはいえども、やる気がないという判断でよその一般競争入札に参加しない方を選んで随意契約に持っていくのが普通のやり方だと私は思っていたんです。規定はなくても。やる気がないんだから。やる気があってもその額については合わないんだから。であれば、合う業者さんを別に選ぶというのが普通のやり方だなどというふうに思っていたんですが。そうじゃない競争入札に参加した業者さんを相手に契約を結んだということにいかがなものかなという感じがするんですが。

今度下請の関係ですが、孫請とかひ孫請なんていう言葉がないのは私もわかっています。ただ、それをわかりやすく説明するためにそういった言葉を、普通皆さん一般に言っているわけです。業者さんも孫請だ、ひ孫だとかと言っているんです。わかりやすいためにしゃべったんですけれども。

それで、そうしますと、今のお話ですと下請までと。だから、下請の下請というのは禁じられているんですか。今回のこの復興交付金、復旧作業については。それは禁じられていないんでしょう。どうなんですか、その辺は。私はそこを聞いていたんです。戸倉地区でやられている処理、ごみの焼却については下請までですよと、下請の下請はだめですよというので県のほうで発注しているんです。我が町でこれから復旧事業をやるには下請までなのか、下請の下請、あるいはまたさらに下請、下請ということも認めているのかどうか、認められるのかどうか。

やはり、この問題は懸念されるのが、先ほど課長もわかっているんですよ。最末端まで行ったら赤字だと。末端まで行くと。3段階になるのか5段階になるのかわかりませんが、非常に業者さん不足で、北海道から来た人あるいは九州から来た人が地元にいる業者さんのヘルメットをかぶってやる分はいいんです。それはその地元の業者さんの社員としてみなされますけれども、ただ、それではなく、やはり一括で、100%でなくても一括で請け負いたいという業者さんもいるわけですから、そうなった場合には何段階まで認められるのかなと。

それで、だんだん下に行けば行くほど利益が、ピンハネという言葉が適正でないとも思います。手数料という言葉を表示させてもらいますが、段階によってとられますから、そうすると赤字でもやらなければならなくなる。うまみがなくなるという言葉がありますけれども、そうすると非常にせつかくおいでいただいた方々に嫌な思いをさせるような感じもしますんで。

民間の方々が発注する分はいいんですが、町が発注するとなった場合、そのためにもう政府ではどんどん今公共事業のためにやってくださいと、100万や200万、そんなこと言わないで何億だと出しているんですから、そこをやはり満遍なく皆さんが潤うようなやり方をしてもらわなければ困るわけですから、その辺のところは今聞いているわけなんです。

それで、その下請の関係ですが、以前この下請の関係で質問したら、総務課長ですか、下請の場合に丸投げというんですか、丸投げでもいいような発言をされていたような記憶が今でも残っているんです。全体の総事業費の何十%以上はだめですよとか何とかというようなことをうたってあったんですが、今は何十%になっているんですか。下請の許容範囲じゃない、

その額。一括発注も何かいいような答弁をされたような記憶があるんです。それで、どうも気になってここにしみついていたんですけども。

多分現場管理人というんですか、責任者、それは元請のほうから出せばいいようなやり方なのかなと思っているんですが、ただ、事業全体の何十%、何%は元請でやらなければならないということはあるわけだと思うんですけども、その辺現在の定めというのはどうなっているんですか。

それから、灰の処分、気仙沼に今置いてもらっているという残りが4万立米というような話。そのくらいはまだ残っているから大丈夫だというふうなあれなんですか。その許容範囲というのはあと幾ら我が町の灰をお願いすることができますかということを知ったわけ。その4万立米分あるということではないんでしょう。そこを聞いたんです。あと幾らぐらい余裕があるのかということです。今お願いしている1日何ぼということが出ていますよね。それがあと何日とか何カ月とかまではお願いはできますよと。

気仙沼市のほうでも一日も早くよそを探してくれということを知られているということはおわかってはいるんですが、その余裕があるうちによそのところに処分してもらおうところを探さなければならぬんじゃないかなと思うんです。余裕があるうちに。満杯になった場合には気仙沼はもういっぱいだからだめだと言われた場合は、これは我が町に持ってくるしかないんでしょう。その場合どこに置くのか、その辺の考え方とか検討もしているんですか。その辺なんです。

よそ様でこれテレビで、言うのもいかなものかと思って今控えなければならないと思っているんですけども、線量が8,000ベクレル以下なわけですから安心だとは思っています。安心だとは思っています。それで、気仙沼のほうでも安心だということで今そこにストックしておるといような状態。我が町に持ってくる時もその地域の方々が喜んで、喜ぶかどうかわかりませんが、その辺の皆さんからの了解といいますか、その辺も大事じゃないかなと思うんです。町としての今後の灰のあり方についての考え方、どういうふうになされておるのか、それが心配なんです。

それで、戸倉地区で県の事業としてやられている、処理場で今灰。それは業者じゃなく県のほうはその灰を処分する責任を持つと。たまたま栗原、登米の処理場のほうで受けてもらうと。これは大変ありがたい。町長も行政報告でこの場をかりて御礼を申し上げるといような発言をされたんで。

そのとき私あれと思ったのは、これ県の事業だと、それから業者も責任を持って灰のほうも

処分をしなければならない。そのときに町の町長が何で御礼を語らなければならないかなと思って不思議に思ったんです。だから先ほど聞いた、町が責任持って処理するのか、業者が責任を持って処理するのかという質問をしたんです。そうしたら、それは県なんですよ。

ただ、県はその処理についての何は県がやった事業。処理方法とか入札も。ただ、そこで出た灰については業者さんが責任を持って処分をするということを一箇うたっていないんですか。私はそう思っていたんです。それで、業者さんが全国の最終処分場をもう駆けずり回ったんですから。うちから出た灰を処分場でやってくれませんか。そういう話は聞かされていたんです。

たまたま我が町から出る、我が町といいますか、処理場から出る灰については栗原、登米のほうで処分してもらうということですから安心はしておったんですけれども。それで、我が町の一般廃棄物、戸倉の地区もそうですが、その灰は三戸町にお願いした、三戸町に我が町の業者だけじゃなく、よその震災瓦れきの灰をそちらに持っていつているのがあるのかなという質問をしたわけです。それはないということでもありますから、では放射能のためだと、地域の方々が騒いだということは納得しましたけれども。

それから、松くい虫。課長の今、庭木、庭木で松くいで松が倒れて家がつぶれるような、そんな庭木に松の太い庭木があるだろうか。私、それを言ったんじゃないですよ。松くい虫に食われた太い松が民家の近くにあるという。こういう場合の責任はどうなのかという質問をして。庭木で倒れてつぶれるような庭木がどこかにあるだろうか。見たことない。そういうことで聞いたんじゃないんです。

実際、名足地区の愛宕神社あるんですが、そこが五、六本あるんです。何百年たった松。もう枝はすっかり折れてしまって、細い枝は全部枯れて折れています。契約会のほうでは人が通行するところだし、民家がそこにあるから、あれが倒れたら大変だよということを再三にわたって役場に連絡しているわけです。契約会通じて。そのうちに行きますから、やりますから、云々かんぬん。とうとうこれ一年も過ぎてしまった。それで、機会があったらこれを話してくださいと。前にも何度も聞いたんですけども、なかなか進まない。家においてチェーンソーの音を聞くと「あ、来たかな」と思って見ているんです。全然違うところを切っているんです。だから、早くやらないと。

それは、課長お話ししたように森林組合にお願いしているということで、ところが森林組合はまた忙しいんです。いろいろ塩害木を切らなければならないとか。だから、地元の森林組合を育成するためには大事なこともかもしれないけれども、事件事故が起きてはそれ以上に大

変なものだから、よその森林組合を頼んでください。よその森林組合。もう我が町の森林組合の方は忙しくてわからないから。そんな松くい虫の伐倒なんていうものじゃないから。忙しくてやってられないんだから。

だから、よその森林組合、できたら黒川郡の森林組合。我々常任委員会で行って、素晴らしい森林組合と思って見てきたから。喜んで飛んできますよ。もしかすると料金も安いかもしれない。その辺やってもらわないと、早くしてもらわないと、けが人が出たんじゃ大変ですよ。早速。

課長は行ってみて、現場は。見ない。それだもの。ここに座っていたってわからないの。足を使わないと。足を運んで現場を見て、一日も早くやらなければならない。どうしてこういうものは上のほうに似てくるんだか、口でばかりしゃべって、さっぱり実践に移さないというのは。そういう悪いところは似なくなっていくの、課長。いいことは似るべし、悪いところは似なくていいの。ここにいてへらへらしゃべったって物は進まないんだから。ぜひこれ、4時に終わるか4時半に終わるか。終わって、現場に行ってみて、地区の会長さんなりに顔を出していつからやるという話ぐらいしてもらってもいい時期。それでも遅いくらいですよ。それを望むものであります。

それから、アワビの稚貝ですが、課長の言っていることはわかるんです。ただ、私の質問は700万円の予算をとった、どこから購入する予定でとったのかという質問なんです。あなたが言っているただ700万円じゃないんだよと。何十万の予算の中で買ったから補助をくださいということで出すんだと。それはわかるんです。ただ、その700万円の補助金を出すにしても、どこから何十万個購入するということで700万円出すという予算の計上だったんだから、それはどこからどういうふうな購入計画に基づいてこの予算を計上したのかという質問。来年度どうのこうのじゃないの。これはあくまでも24年度中の減額補正ですから。それを聞いたわけです。

それから、この中央区の作業。現在47名の方々が働いてもらうということでのいるようですけども、先ほどもお話ししましたように、その47人のうちに4月8日からの作業開始までに何人、残っているというような言葉は当てはまらないかと思うんですが、かなりの方々がほかの地区の瓦れきの焼却選別作業員として行かれるのかなということが心配なんです。

ですから、今きょうは3月12日ですか、4月8日から始まりますよというお話、それから、意向調査ではないでしょうけれども、その47人のうち実際に4月8日から来れる方、人数をやはり今のうちに把握しておいたほうがいいのかなど。さらにまた人数が少なければ再々募

集もかける必要があるのではないかなという感じがするんです。

とにかく早く募集をやるためには、何といたっても人の力、手作業でないとこの事業が進まないわけですから。機械でできれば、やってもらえばいいんですが、機械でできない部分というものが有りますんで、その辺のところを非常に心配しておるんです。まさか中央区に防災集団移転で移転先を希望している方々にあなたたち住むところだからあなたたち来てやってくれというわけにもいかないわけですから。

ますます人数が少なければ防災集団移転の計画もおくれるわけです。当初の来年度中に終わってというような話ですんで、その辺のところは心配なものですからいま一度確認あるいは再々募集もかけていったほうがいいかと思うんですが、その辺のところいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先に入札の関係でございますけれども、先ほど言いました随意契約でもできると。それから、入札のやり直しと二通りの方法があると言いました。入札のやり直しの場合には今回の参加条件の条件を変更いたします。今回やったのは気仙沼・本吉地方管内で700点以上の一級技術者3名以上でございますんで、これは該当業者が10社ございます。参加された業者が1社だけでございます。

これを今回入札のやり直しということになれば、予定価格は変えられませんので、参加条件を変えるということになります。したがって、変えれば地域限定を外すと。宮城県内に本社・支店というふうな参加条件になろうかと思えます。したがって、1回目の公告で参加可能だった10社については2回目については参加できませんので、ですから、入札のやり直しとなれば気仙沼・本吉地方の建設業者は参加できないといったことになります。

それともう一つ、やり直しをすれば工事の期間が、また公告がやり直しでございますんで、工事期間が相当おくれるということで、2つの理由から地方自治法施行令に基づく随意契約を選択したと。入札のやり直しを行えば気仙沼・本吉地方の業者は参加できない、地元はできない、落札できないということと、工事期間が延びると。災害復旧でございますんでできるだけ早く完成をさせたいということで、その随意契約の方法を選んだということでございます。

なお、随意契約の方法でございますけれども、見積書を業者に提出をさせます。それで予定価格に達すればそこで契約が成立といった流れでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私の質問とそこがかみ合わないんじゃないかと思うんです。だから、入

札する際に応札されなかったでしょう。それで随意契約でいったんでしょう。価格も変わらなかった、工期も変わらなかった。なぜ受けたんですかということ。そこがおかしいということをお話しているんだ。そこなんです。だから、町長が改まってお願いしたためかということをお話しているんです。なぜなんですかということ。

だって、原因はわかるでしょう。わからないですか。応札はしなくても随意契約で見積もりをとって予定価格までいったんでしょうから。同じ額なんだろう。予定価格は変わらないんだから。最初の入札ではだめで、なぜ随意契約でよかったのかということをお話しているんです。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 当該業者ということで連絡をして、予定価格に達しないので随意契約でやれる意思がございますかと。ということは、業者は3回目の額より下げるといいますから。それでもやりたいと思いますということで参加をいただいているので、ただ、それが1回目と3回目でやれなかった、なぜ今回またやれるという、その詳しいことはわかりませんが、とにかく3回目の札よりは安い価格でも受注をしたいということで見積書を提出してくるわけがございますので、その事情については私どもはわかりません。この価格でやれるということで見積書を提出してきますので。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 下請の関係でございますけれども、基本的には一括下請は禁止をされております。それで、下請の金額の割合のお話ございましたけれども、多分これは変わっていないと思います。ちょっと今詳細は資料を持っていないので具体的な数字はちょっとわかりませんが、基本的な考えは変わっておりません。

それで、土木工事、建築工事ありますけれども、基本的には工事業許可を持っていない工事はできないという形に規定をされておりますので、例えば建築業で建築一式工事しか持っていない業者さんがたまたま入札をしたということになりますと、その現場の監理と運営しか実はできないような形になりまして、ほかの具体的な仕事はそれぞれ許可を持っている業者さんに下請をしていただくということになります。ですから、物によって具体的な金額が決まらない部分も当然ございます。建築の場合はもしそういう業者がとれば実際の仕事はほとんど下請さんがやるという形になるケースもあると思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、まず気仙沼市の最終処分場の関係でございますけれ

ども、先ほど残余容量約4万立米と申し上げましたけれども、その中にはもともと南三陸町の焼却灰を埋め立てる余裕スペースはありません。もともとなかったところに当町で受け入れ先が停止されたという事情をお願いいたしまして、何とか暫定的に預かっていただくという形でスタートしております。

まさか気仙沼市さんでももう既に1年半を経過しまして、埋立量も約600トンぐらいになっておりますので、当町といたしましてもこれ以上引受先が見つからない状態です。延ばしていくことも余りにも忍びないといえますか、無責任なことでもございますので、当面は見つかるまでということではじめたものでございますけれども、ここまで長引いてしまったからには、もちろん新たな受け入れ先あるいは三戸町での再開、これは粘り強く交渉は続けてまいりますけれども、それ以外にこれまで預かってもらっている分、それから今後焼却に伴って発生する焼却灰について、町としては平成25年度になってからと考えておりますけれども、向こうで発生した焼却灰を一旦町に持ち帰りまして、町で一時保管をしながら今後の焼却灰の受け入れ先の確保に努めてまいりたいと考えております。

この一時保管につきましては、当然一般廃棄物の焼却灰でございますので一般廃棄物扱いということで、今回特段危険物でも、それから指定廃棄物でもございませんので、当分の間はクリーンセンターの敷地内に一時保管の施設をつくりまして、そこに保管しながらなるべく早い時期にそこから最終処分場のほうに搬出をしたいというふうに考えております。

それから、2つ目の県の事業の責任の件でございますが、当初の清水J Vの事業の計画では当然焼却灰の最終処分までを含めた形での計画ということで、それぞれ処分先まで計画には入っていたものと思います。ただ、やはりこれも事業がスタートしてから放射能の問題がクローズアップされまして、なかなか当初予定していた処分場の受け入れがままならないという状況の中で、事業の発注者であります宮城県が県内の自治体をお願いをして、そういう中で協議がまとまって何とか受け入れていただけるようになったのが栗原市さんであり、登米市さんであると、そのように考えております。

なお、もともとの清水J Vの事業の計画の中ではリサイクル率が約98%という事業で進めておりますので、全体の瓦れきの量が多いものですから2%といってもかなりな量にはなるわけですが、そういう中でさらにそういった資源化、リサイクル等を進めながら、どうしても最終的な発生した焼却灰等については県内の最終処分場での受け入れということで、事業のほうはおかげさまで予定どおり進捗しているというふうに認識しております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 庭木という表現をしてしまいましたが、宅地の中にある、旧家なんかですと家囲いなどで大きな松が屋根にかぶさってきているみたいなこともあるようですので、そういったときに個人の所有物としての取り扱いになるのかなと。したがって、もし仮に病気になった場合には、松くいとかなになれば個人での処分ということになるのかなというふうに思います。

それで、愛宕神社につきましては山林の一部ということになるのかなと思いますんで、先ほどのお話ですとそこは担当のほうに情報が来ているんだと思いますんで、なお早急に確認をまずはさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝購入補助の予算措置の関係ですが、24年度当初予算を要求する段階で漁協の支所のほうでどの施設から何万個買うという、そういう計画があったのかなかったのか、そこまでは把握しておりませんでした。その後、話し合いをしまして、その当時は漁協のほうでもその目星はなかったんですが、何とかどこから確保したいものですから、これはやるだけやってみますと。ただし、今の時点になってもうどうにも今年度に関してはできなかつたということで、それで今回不用額として下げるといような状態でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 調査のほうは一応4月8日からなんですが、この辺も一応作業員の方々、果たしてこの日から出て作業するような格好になるかも不確定なこともありますので、その辺の見通しを作業員の方々に、予定になるかと思っておりますけれども、連絡をしたいと思っております。

現在、気仙沼のハローワークとか、あと町の職業紹介センターあるいは広報等、チラシ等で再募集していますので、二、三問い合わせもあつたりしていますし、あと、南三陸町の方でなくても別に構わないので、二、三日前は仙台市の方がぜひ来たいというふうなことで来ておりますので、その辺も含めて広くPRしたいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 済みません、さっきちょっと中段で話をさせていただきましたので。

今後いろいろな入札回数、件数、いっぱいあるわけですから、要するに予定価格の設定はやはり十分検討しないとこういった不落、こういった問題が私は生じてくると思います。よそ

の町から比べて我が町の落札率といいますか、不落が全く少ない町なんで私は非常によかったと思っていたんですが、ここに来て不落だという言葉聞いたものですから、予定価格の設定の仕方をやはり現状に合った価格の設定が必要じゃないのかなと。

何か不落という聞き耳よくないんですよ。同じ契約をするでも。やはりスムーズにいったというような、イメージじゃないけれども、そういうことをするためにもやはり2カ月前のものでなく、毎月のように原価が上がっていますんで。材料、人件費等も含めて。その辺のところも少し考えて。本当は不落という皆さん責任とらなければならないんです。執行のやり方が悪いということで。そこまではまだ言いませんけれども。その辺を十分に考えてやっていただきたいというふうに思います。

それから、その灰の関係ですが、気仙沼市さんがいっぱいになれば我が町に持ってきて一時保管。今聞いたところクリーンセンターのところに置くというお話です。できればそうなる前に最終処分場を見つけるように努力をしていただきたいんですが、先ほども言いましたように震災瓦れきの処理灰の処理、業者さんたちが独自で最終処分場を探してやったようです。たまたま我が町については県のほうでお願いして灰の行き先は決まったんですけれども、そうでない我が町以外のところで処理している業者さんたちは先ほど課長が言ったように当初は県が発注して請け負った業者さんがその灰の処分まで計画に入った額で落札しているわけですから、その額の中に灰の処分費も入っているわけですから。全部です。岩手県から福島まで。

だから業者さんが全部責任を持ってやるということになって、それで、最終処分場競争でないけれども、争奪戦じゃないけれども、業者さんは一斉に全国の最終処分場、できるだけ近場に走り回ったんです。だから、そういったこともあってこれまで引き受けてもらった最終処分場のほうでは受け取らないでそういった業者さんのものも受け取るという最終処分場も出てきているわけなんです。

ただ、その料金の問題も発生しているようです。処理費。だから、私どもの町がお願いする額よりははるかに高い額で処理をしてもらおう。その業者さんたちが今やられている震災瓦れきの処理灰。そういうこともありますんで、ひとつその単価までは聞きませんが、努力をして早目に最終処分場を見つけてやらなければなど。

業者さん、その震災瓦れきの灰処分、焼却処分、終われば出てくる可能性もあるんです。最終処分場もいいよと。それまで果たして我が町に積み重ねておいて、そのスペースが満杯にならないかどうか、その辺も心配しているんですけれども。余裕があるうちにとにかくそう

いった処理施設を探す努力をしていただきたいということです。

それから、松くい、課長、そういうことできょう多分行かれると思うんで、早速あしたかあさってに現場に伐採する業者さんが入るような手続をしていただきたいし。高い木ですから、下から行ってチェーンソー持ってぼんと切れればいいというものじゃないから。本当は私がやってもいいと思って、正直な話、見たんです。こんななんなんです。それはやはり重機で押さえながらやったり、それから、上に上がって枝から切りおろしていかなければならない。特殊な重機がないとなかなかできないものですから、その辺のことをやっていただきたいと。

あと、アワビの稚貝なんですが、課長、私ども産業建設常任委員会はアワビの稚貝の調査に北海道に行って、その報告書を出しましたよね。報告書。そこで秋田から25年度ですが、これからも持ってくるかどうかわかりませんが、北海道のその施設も一つの選ぶ箇所かなと思っているんです。

私ども行って、私どものほうに譲っていただけませんかという話をしたら、「いや、いいですよ」という返事をもたらせてきているんです。その辺も産業建設の所管事務調査の報告書にうたっていなかったかな。北海道に行ったときの。我々の調査というのは本当に実になる調査ばかりしているんです。ただ、それを皆さんがやるかやらないかが問題になるの。我々は少ない経費で最大の効果をあらわしているんですよ。我々のこの研修というものは。先を見据えた。今のことじゃなく先を見据えた調査研究をしているんです。少ない経費で。そして、報告書として出しているんです。それをさっぱり見ないんだものね。せっかくだいいことをやって語っているのに。そのことをやれば問題ないの。やらないからこういう問題が起きるの。

私どもこれからいろいろなところに行って研修、調査、いっぱいしてきますから、それを報告書で出しますから、それを真摯に受けとめて実行していただければこういう問題起きませんよ。我々大変すばらしい研修、調査をやっているんですから。何度も言うようですが本当に金額は少ないんですけれども。多分当初では来年度はもう少し上がってくるんじゃないかなと思って期待はしておるんですけれども。

4月8日。ボランティアセンターが今ありますね。ボランティアセンター。あの方々にご協力というのは、これはお願いできないものなのかどうかです。その辺も一つ検討する余地があるんじゃないかなと思います。どこか何か聞くとシルバー人材センターの方をお願いしていると言うんですが、毎日のように今ボランティアセンターのほうに全国から集まってきているんですが、その方々のほうにもお願いができるような方策を考えていただければなど。以上です。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝がその北海道の生産施設にあるということに関しましては、特に議員のほうから私も耳打ちされまして漁協の担当者のほうには伝えました。もちろんご存じのとおり私が買うというわけじゃなくて、情報は伝えたんですけども、そちらのほうも検討したようです。ただ、今まで実績のないところから持ってきてどうなのかなということ、24年度はやめたようですけれども、その情報をそのときも伝えていまして、今後もそういうような情報があるということなものですから、そこも含めて今度は購入先を幅広く探していくんだらうなと思います。貴重な情報をどうもありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第28号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第28号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入において決算見込みに基づき国民健康保険税を増額するとともに、歳出においては決算見込みに基づき保険給付費及び共同事業拠出金等について、それぞれ減額するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明を行います。

予算書の70ページをお開きください。初めに歳入から説明をいたします。

1 款国民健康保険税でございますが、一般と退職を合わせまして2,410万円を追加をさせていただきまして、合計で4億3,720万円とさせていただきます。補正の理由は滞納繰越額の徴収実績によるものでございます。これで前年の予算額と比較をしますと約2倍ということでございますが、前年の23年度は通常とは比較にならない数字でございましたので、2倍までふえたとはいえますものの、平常時と比べますとまだ半分ぐらいしか国保税が確保できていないというような状況でございます。

次ページ、第3款の国庫の負担金から72ページの7款の共同事業交付金までにつきましては、それぞれの算定の基準による精算ということでございます。主なものとしまして71ページの3款2項の国庫補助金の中で1億円ほど減額をさせていただきますが、この主な理由は国の特別調整交付金、これは2年前の概算でいただいた金額と今回と2年にまたがって比べるというようなことの乖離によるものでございます。一番大きな要因は震災による税の減免分などがこの減額の要因になったものでございます。

ページ飛びますが、73ページのほうをお開きください。

第9款一般会計の繰入金でございますが、約100万円ほど減額をさせていただきますが、法定のルールに沿った一般会計の繰り入れということで、およそ当初の見積もりどおりというふうになりました。

その下、基金の繰り入れでございますけれども、3,327万8,000円を追加をさせていただきます。歳入でも申し上げましたように、国庫の支出金が1億1,000万円ほど穴をあけるということでございまして、税の追加補正だけでは足りないということで基金を繰り入れさせていただくという内容でございます。

74ページ、11款諸収入でございますけれども、100万円減額をいたしますが、これは後期高齢者に係る特定健診の診察業務の委託を受けておるんですけれども、その受診者が大幅に減ったということで、その要する費用を100万円おろすということでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。76ページをお開きいただきます。

2 款高額療養費でございますが、3,100万円減額をいたします。一部負担金の減免によりま

して高額の支出も減ったということでございます。

3款の後期高齢者の支援金から7款まで、これも先ほどの歳入と同じように交付基準に基づいてお支払いをするもののそれぞれの各款ごとの精算額が確定したということで、所要の補正をさせていただいております。

最終、78ページをお開きください。

8款、健診関係が2つございます。1つは特定健診ということで600万円ほど減額、それから、中段、人間ドックと脳ドック、これも130万円ほど減額ということで、いずれの事業に対しましても当初の目標人数よりも大幅に減ったというようなことでございます。

ちなみに、特定健診のほうなんですけれども、今年度は2,600人ぐらいの目標を立てたところなんです、実績値として1,600人の受診にとどまりました。大体1,000人ほど目標を下回ったということでございます。人間ドックにつきましては目標70人立てたんですけれども、大体30人ほど届かないと。実際人間ドックを受けたのが40名ということでございます。脳ドックにつきましては、これは80人の目標に対して大体70名ぐらいが受けていただきましたので、おおむね数値等は良好かと思えます。

予算書にはございませんが、基金の状況でございますが、まだ決算を締めていないのはっきりとした基金が幾らというようなお示しはできませんが、現段階では今後大きな医療費負担が発生しなければ1億4,000万円ぐらいを確保できるのではないかというふうに見込んでおります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 医療費の無料化の関係ですが、震災後、ことしの3月ですか、この3月で医療費の無料化ということが打ち切られるということだったんですが、議会のほうにも陳情書が出まして延長してくれと。それを採択して国のほうに意見書をとという形で出したかと思うんですが、現実はこの3月で打ち切られるのかどうかなんです。何か延びるようなお話は来ていないのかどうか。

といいますのは、福島、岩手ではもっと延長するというような情報があるというふうなお話をちょっと聞いたんです。宮城県はまだその辺が確定でないというふうなお話をちょっと聞

いたものですから、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 窓口一部負担金の関係でございますが、現在国保加入者にお渡ししております免除証明書につきましては、ご承知のとおり3月末日をもって無効になります。この宮城県35市町村でこの取り扱いについてどうするかということで、基本的に国は今までどおり費用の10分の8を負担をいたしますと、残りの10分の2につきましては宮城県が交付金などで対応しますというふうな状況が去年の10月からこの3月までの費用負担のあり方だったんですが、今回10分の2の宮城県負担につきましては非常に難しいというような状況で、判断は各市町村にお任せをしたいというようなことをございました。

ことしに入りまして県から二度照会がありました。各市町、続けるのか、やめるのか、それから検討するのかと3つの答えに丸をしなければいけなかったんですけれども、けさほど入った宮城県の情報ですと3分の2の市町村が継続は困難であると、それから、3分の1は検討中と。

これは後期高齢者医療制度も同じなんですけれども、当町としてこの10分の2の県の支援がなければ持ちこたえることは不可能ということで、この当初予算書をつくり上げるときに関係課とそういった財政負担の面も含めて協議をいたしてございます。経済的にも確かにそうなんです、国保以外の被用者保険、社保の方々も当然被災を受けているわけですので、そういった方々との不均衡、公平もやはり考えなければいけないだろうというようなことで、我々としましては3月31日をもって終了というようなことで、そういう前提で当初予算を編成をさせていただいております。

なお、粘り強くその残りの10分の2についても国のほうで国保会計に対する特別な財政措置ができないのかどうかというような声を届けることにしてございます。

それから、福島につきましては多分原発関連で特別に財政措置が延長されたものと認識しております。

それから、岩手県のほうなんです、私、全て岩手の構成市町村が延長したとは思っておりません、陸前高田がたしか延長を決定したと。それで、気仙沼市さんも隣なものですから大変悩んでおられまして、ただ、宮城県庁の考え方なんですけれども、岩手と比べると被災の規模が違う、それによって一部負担金の費用に要する県の財源負担の額もやはり全く違うというようなことで、ここは各都道府県ごとにいろいろな事情があるのでご理解をいただきたいというようなお話は伺っておるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 宮城県は岩手県から比べると被災者、被災額もかなり大きいということで、県の財政から見ると岩手県とは比較にならないし、できないんだという理由で今回の一部免除のほうも10分の2もできないというふうなことなようです。

ただ、被災した方々から見れば岩手県、福島県がそうやっているのになぜ宮城県だけがという思いをするのは、これは無理もないことだと思うんです。特別な理由があるといえども、同じ被災された町民にとりましてはなぜ宮城県だけ、あるいは我が町だけというようなことになってくるわけなんで、これは今課長にどうのこうの言ったってしょうのないことでありますから、これ町長、やはり県知事に強く要請をしていただかなければならないというふうに思っております。

要するに県が町から意向を聞くということは、県でやる分を町でやれということも含めてそういうふうな話をされているかと思うんで、ぜひこれは県のほうに、もちろん町でなんかやれませんが、独自でやるわけにいかないんだから、そのために県があつて国があるんだから、そういうこともやらないと県の役割というのは一体何だろうという思いをしますよ。

選挙のときだけ皆棄権しないで投票しましょうなんて、知事選挙にしたって県会議員の選挙にしたって皆言っているんだから。そういう事業もしないんならば選挙もやらなくてもいいんじゃないかと。町民の方そう思うのは当然です。そんなときばかり、選挙のときばかりと言うんです。

だから、ぜひこれは町長みずからが行って引き続き半年なりなんなり延長すると。これ岩手県と、先ほど陸前高田市の話も聞きました。おとといですか。それで、気仙沼の市民が一線、境界を棒で引かれていた。そっちはただ、こっちは有料というとなんとも被害も何も違わないだろうと、こうなるんです。そういう話もおととい聞かされまして、これはうまくないなという感じがしますんで、ひとつ町の町長として県のほうに強く要望していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しになりましたように10分の2を町で負担ということになりますと、これはとんでもないことになりますんで、これはなかなか難しい。実は、今お話ありましたように、2月に宮城県知事名、それから市長会、奥山市長が会長です。それから、町村会、鈴木勝男でございますんで、3名連記で国のほうに要望書を出してございますんで、ある意味10分の10の国の支援をお願いしたいということでお願いをしてございますので、その

後の結果についてはまだ我々のほうにお話は来ておりませんが、そういう行動は起こしているということをご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 前者に引き続き、私も窓口の一部負担金についてちょっと意見を述べさせていただきます。

今、もちろん仙台市、それからいろいろな市町村の動きを私もわかっております。それで、岩手県ですけれども、1割負担をするということで最初からもう岩手県知事は発言しているんです。だから、2割のうち1割岩手県で出していると、そういうことが報じられております。

ですから、私は県はやってやれないことはないと思うんです。ということは、実は私のほうの県の議員が調べたんですが、宮城県の地域整備推進基金というものが財源としてあるんだそうです。これは復興交付金とは別に、兵庫県とか、それから自治体からの寄附金、全国各地からの国民からの寄附金が大半で123億円余り。そして、そのうち20億円はもう使い道が決まっているけれども、103億円はまだ使い道が残っていると。これは一部負担金をすると県では47億円で済むと。そういうことで、ぜひこれを活用したほうがいいんじゃないかということで申し入れしているんですが、町長、その辺も含めて県に要請をぜひしてほしいなと思います。

それから、先ほど課長が基金、残っている残金1億4,000万円あると先ほどおっしゃいましたよね。ここで南三陸町が1割負担した場合は、ではどれぐらい必要になるか、その辺ちょっと。1億4,000万円で間に合うと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 大きく2点だと思いますが、岩手では10分の2ではなくて県が1、市町村が1という、そういう負担区分によってということなんですけれども、宮城県も仮に1：1とした場合であっても、先ほど申し上げましたように負担する額が桁が全く違いますので、これはやはり宮城県も市町村もそれぞれ1割を負担をするというような状態になりますと、非常に大きなしわ寄せが来るんだろうと。

それから、岩手は岩手、宮城は宮城、それぞれ県ごとのいろいろな台所事情もあると思いますので、そこは私の立場からはなかなか申し上げにくいということでございます。

それから、基金が1億4,000万円ぐらいいは何とか残ってほしいなという希望も込めてのお話だったんですが、仮に1割を町単独でということになりますと、大体月平均700万円ぐらいいは

かかるのではないかとされておりまして、多目に見て年間1億円、一部負担金。そうしますと、その半分を町が負担をするということになるので、宮城県が5,000万円、町が5,000万円ということになりますので、計算上1.4億円の基金から5,000万円を一部負担金の肩がわりとして使えば9,000万円ぐらいいは残るからそれでしのげるのではないかなというようにお話が計算上は成り立つかも知りませんが、この基金はいつ何時高額な医療が発生するかわかりませんので、実はこの1億円でも足りない、非常に心配な状況でございますので、できるだけ大切に使用したいというようにお金であるというふうには思っておりますので、ここは少し時間をかけて国県と交渉をしながら町としての考え方をしっかり整理したいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それは担当者の言い分であって、基金の使い方ですけども、町の町民の命にかかわることなので、やはりこれは使って、そして国に、今先ほど前者も言いましたように、県や国に物を申していく必要があると思うんです。今、私が提案しましたようにそういう基金があると、これを活用すべきだと私は思っておりますので、ぜひ町長、本当に足を運んで、町民の命にかかわることなので、この間言いましたように社保連、いろいろな保険で9月に打ち切ったところがありますね。それによって受診抑制が出てきているということがもう調査でわかっているんです。

ですから、ぜひそういう点でこれを継続するような方向でぜひ努力してほしいなと思っております。ばちっと切るんじゃなくて、皆さん大変困っていますので、仮設住宅に入っている人たち、大変今病気が進行して困っているという話を聞きますので、ぜひ努力してほしいなと思います。ここで切るんじゃなくて。町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より

本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時50分 延会